

第百八十九回国
参議院憲法審査会
會議録第四号

平成二十七年九月七日(月曜日)
午後一時開会

委員の異動

五月二十七日

江崎 孝君
尾立 源幸君
齋藤 嘉隆君
水野 賢一君

補欠選任
石橋 通宏君
牧山ひろえ君
野田 国義君
渡辺美知太郎君

八月二十六日

渡辺美知太郎君

補欠選任
水野 賢一君

八月二十七日

水野 賢一君

補欠選任
渡辺美知太郎君

九月四日

有田 芳生君
福山 哲郎君
藤末 健三君

補欠選任
浜野 喜史君
広田 一君
白 眞勲君

九月七日

山下 雄平君
吉良よし子君

補欠選任
島田 三郎君
大門美紀史君

出席者は左のとおり。

会長 柳本 卓治君
幹事 愛知 治郎君
高野光二郎君
堂故 茂君
豊田 俊郎君
丸山 和也君
金子 洋一君

委員

小西 洋之君
西田 実仁君
儀間 光男君
仁比 聡平君

阿達 雅志君
赤池 誠章君
石井 正弘君
石田 昌宏君
宇都 隆史君
大沼みずほ君
木村 義雄君
北村 経夫君
小坂 憲次君
上月 良祐君
佐藤 正久君
島田 三郎君
滝波 宏文君
中曾根弘文君
中西 祐介君
山下 雄平君
石橋 通宏君
徳永 エリ君
那谷屋正義君
野田 国義君
白 眞勲君
浜野 喜史君
広田 一君
前川 清成君
牧山ひろえ君
魚住裕一郎君
佐々木さやか君
矢倉 克夫君
清水 貴之君
大門美紀史君

事務局側

憲法審査会事務局長 森本 昭夫君

本日の会議に付した案件

○日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法に関する調査
(二院制について)

○会長(柳本卓治君) ただいまから憲法審査会を開会いたします。

この際、御報告を申し上げます。

本審査会の当面の調査テーマにつきましては、幹事会等で協議いたしました結果、二院制とすることに決定いたしました。

何とぞ委員各位の御協力をお願いいたします。

日本国憲法及び日本国憲法に密接に関連する基本法に関する調査を議題といたします。

本日は、二院制について委員間の意見交換を行います。

まず、各会派一名一巡により、各六分以内で意見表明を行っていただきたいと存じます。発言時間の経過状況をメモで通知し、時間が超過した際はベルを鳴らします。あらかじめ御承知願います。

なお、御発言は着席のままで結構でございます。

それでは、意見のある方は順次御発言願います。

愛知治郎君。

田中 茂君
江口 克彦君
渡辺美知太郎君
福島みずほ君
主演 了君

○愛知治郎君 自由民主党の愛知治郎であります。自由民主党を代表して、二院制について発言をいたします。

自民党では、日本国憲法制定の経緯、その後の時代の変遷とともに生じる現実との乖離から、解釈では乗り越えられない限界など、様々な現行憲法の矛盾点が示されているところから、平成二十四年に日本国憲法改正草案を策定、提案しております。

参議院自民党としては、今春より政策審議会において将来を見据えた参議院の在り方の検討を開始し、参議院議員選出のための選挙制度のあるべき姿とともに、中長期的に将来的な参議院の在り方についての主要なテーマを検討してまいりました。今回は、参議院自民党としての二院制についての基本的な考え方とともに、これらについても併せて報告をさせていただきます。

まず、二院制についてであります。自民党としては、二院制を維持するとともに、衆議院の優越についても現行の立場を踏襲するというものであります。

この理由としては、二つの院の相互抑制、均衡により慎重審議を実現する、第一院の審議の十分さや欠陥を補うことができる、議院内閣制の下で国会の行政監視機能を高めるためには二院制が必要である、国民の多様な意見や多元的な価値をきめ細かに反映することができる、長期的視野に立った安定的な議論ができるなど、参議院には衆議院とは異なる役割があると考えらるからであります。

参議院自民党としては、我が国のように両院とも公選の場合、両院の機能に優劣を付けるよりも、機能のすみ分けを目指すのが妥当な選択と考えます。現行憲法を前提としつつ、憲法の許容範

圈内で参議院独自の機能を付与することが適当と考へております。

先ほども申し述べたとおり、参議院自民党としては、今般の選挙制度の改革に関する議論の中で、参議院議員の選挙制度の改革を議論するには、まずは将来的な参議院の在り方を見据えて議論すべきと考え、政策審議会の中に参議院在り方検討プロジェクトチームを設置し、参議院議員選出のための選挙制度のあるべき姿とともに、将来的な参議院の在り方について検討してまいりました。

この方向性は、本年七月に成立した参議院の選挙制度改革に関する公職選挙法の改正の附則において、平成三十一年の参議院議員の通常選挙に向けて、選挙制度の抜本的な見直しについて引き続き検討を行い、必ず結論を得るものとされましたが、これは参議院の在り方を踏まえて行うこととされたことと軌を一にするものであります。

以下、自民党としての参議院の在り方についての基本的な考え方が述べられておりますので、プロジェクトチームで検討した参議院議員選出のための選挙制度のあるべき姿について御説明をいたします。

参議院議員選出のための選挙制度の在り方は、参議院の本来の役割を検討した上で、そのためにも最もふさわしい選挙制度はどうあるべきかという視点で考える必要があります。

そのために、衆議院と参議院の役割について比較検討すると、まず、衆議院は首班指名における優越を有しており、政権選択を通じて民意を集約する役割を持っております。また、解散と不信任決議によって常に内閣と抑制、均衡を保つ関係にあります。予算や条約に関する優越が衆議院に認められていることも、内閣と密接な関係を持つことと整合的であると考えます。

一方で、参議院は解散がないため、衆議院ほど政権と表裏一体の関係ではありません。また、憲法上、議員の任期が六年という長期でありまして、半数改選とされていることから、議論の安定

性や連続性が担保されております。このことから、中長期的な視野に立つて慎重な審議を行い、多様な民意を反映する役割が求められていると考えます。参議院が良識の府と呼ばれ、党派色を薄めて、個人の識見に基づく議論を展開することや、国民の少数意見を酌み取ることが期待されているという認識も、この憲法上の位置付けから導かれるものであります。

こうした参議院の役割を踏まえた選挙制度として、公職選挙法では、被選挙権を満三十歳以上という衆議院より高い年齢に設定し、定数も衆議院の約半数とすることで、高い識見を有する少数精鋭を選抜する仕組みになっております。同時に、地域的な多様性や専門的な知見を議席に反映させるため、地域代表的性格や職域代表的性格を重視した選出方法が取られております。

参議院創設当時、参議院議員の選出方法を定めた参議院議員選挙法の提案趣旨説明では、地方選出議員には地域代表的性格があり、全国区を導入した理由としては、学識、経験共に優れた人材の選抜と職能代表制の有する長所を取り入れたる狙いがあると説明されております。選挙区と全国比例区から成る参議院の現行制度にもこの考え方は受け継がれているとしております。

次に、投票価値の平等としては、衆議院の場合には、上記のとおり、民意の多数派が政権を形成するという機能を持つため、民意の多数派と議席の多数派が一致する必要があります。したがって、一人一票を理想として、可能な限りそれに近づけるといふ、厳密な意味での投票価値の平等が求められます。

一方で、参議院も全国民の代表である以上、投票価値の平等という要請から無縁ではありません。しかしながら、憲法上で半数改選が定められていることから、衆議院のように投票価値の平等が厳密に求められるものではなく、直近の民意に加えて、より中長期的な視点や多様な観点からの審議も期待されているところであり、そのため、投票価値の平等に関しては、衆議院よりも

緩やかな制約の下で、地域性や専門性を重視した選出方法を取ることに合理性があると言えます。

また、中長期的な今後のテーマについてはありますが、党プロジェクトチームにおいては中長期的な今後のテーマについても議論を行っておりますが、その一部を紹介いたします。

まず、衆議院との関係について、衆議院の優越を強めるか両院対等とするか等、変更の必要をどう考えるか。予算、決算の役割分担をどう考えるか。国会同意人事について、両院で審査する必要性についてどう考えるか。内閣との関係について、参議院からの閣僚等の登用の是非についてどう考えるか。また、議員の人材として専門家、有識者であることの要件をどう反映するか。海外との関係では、議員外交を強化すべきではないか。また、この点に関連し、参議院議員の英語表記の見直しをするべきではないか。また、委員会、調査会の組織、機能の強化、見直し。参議院議員選出のための選挙制度の在り方。国民に開かれた参議院広報の在り方。また、一度も実現をしていない皇族の傍聴。国立国会図書館の機能拡充をどう考えるか等々の意見があったところであります。

参議院自民党としては、上記に述べた参議院の在り方、あるべき姿の検討は、自民党だけで行うのではなく、全会派が参加して議論すべきと考えます。既に各会派におかれましてはそれぞれ議論が行われているものと考えますが、参議院全体として一定の結論を出すべきかと思ひ、先般、参議院議長に、議長主導の下に全会派が参加して議論する場として参議院改革協議会の設置をお願いをしたところであります。各会派の先生方におかれましては、趣旨を御勘案の上、何とぞ対応をよろしくお願いを申し上げます。

以上で私の発言を終わります。
○会長(柳本卓治君) 金子洋一君。
○金子洋一君 お疲れさまでございます。民主党の金子洋一でございます。

ここでは、民主党の二〇〇五年に作成をいたしました憲法提言に基づきまして、二院制の在り

方、さらには参議院の基本的な在り方について、基本的な考え方を改めて述べさせていただきます。

我が党の基本的な方針を一言で申し上げますと、二院制は堅持するが、議会を改革し、参議院の役割を変えるべきであるとするものでございます。

まず、我が党の政府の統治機構についての基本的な考え方は、国民主権が生きる新たな統治機構の創出のためには、従来の官主導の統治制度と決別して、民主主導の新しい統治制度へ移行すべきだというものであります。国民主権の徹底と権力分立の明確化を基本といたしまして、首相主導の政府運営の確立、国民の負託を受けた国会の行政監視機能を拡充強化、そして違憲審査機能の充実が柱となつてまいります。

さらに、議会の改革について申し上げます。議会の単なる法案審議の場とするのではなく、今日の複雑な行政システムや対外関係を律することが可能な専門的情報管理とチェック機能を果たすための仕組みに拡充していき、政府に対する国民のコントロール権限が十分に発揮されるよう、議会の政府や行政に対する監視機能を大幅に拡充する必要があると考えております。とりわけ、行政監視院の設置や国政調査権の拡充など議会による行政監視機能の整備を通じて、議会の復権若しくは国会の活性化を可能とするための改革が必要であると考えております。

さらに、現行の国政調査権をより活用できる仕組みを確立するとともに、二院制については、決算、行政監視の充実など専門的、総合的な機能を兼ね備えた参議院制度の確立を目指すなどの見直しが必要であると考えております。ただし、この二院制の見直しに際しては、分権改革などとの関係を併せて検討すべきであると考えております。

具体的に申し上げますと、予算は衆議院、決算と行政監視は参議院といった役割分担を明確にするとともに、各院の選挙制度についても再検討する。そして政党については、議会制民主主義を支える

重要な役割を鑑み、憲法上に位置付けることを踏まえながら必要な法整備を図る。そして選挙制度については、政治家や政党の利害関係に左右されないよう、その基本的枠組みについて憲法上に規定を設ける。こういった取組を検討していくべきだと考えております。

また、昨年十一月の本審査会の席上で、我が党の前川委員より、両院協議会の在り方について問題提起をさせていただきました。

憲法五十九条の三項に基づいて、衆参の議決が異なった場合には両院協議会を開催することができ、衆参の両院とも、衆議院で可決され参議院で否決された法案については、衆議院で賛成した会派の代表十名と参議院で反対した会派の代表十名が集まって、議長をくじで選んだ上で協議会が開催されます。こうした構成になっておりますので、互いに譲り合つて合意を形成するというような仕組みになっておりません。参議院の将来のためには、この両院協議会の在り方をきちんと議論すべきであると考えております。

また、この点に加えて、いわゆる六十日ルールについて申し上げたいと思います。

皆様もよく御存じのように、これは、衆議院で可決をされ参議院に送付された法案が六十日以内に議決されない場合、衆議院は、参議院が法案を否決したものとみなして衆議院で出席議員の三分の二以上の多数で再び可決をしたときには法律になるというものでございます。これは、参議院が送付された法律案をいつまでも議決をしないことで会期終了による廃案を企図するなどといった状況が生ずることを防止するための規定でありますけれども、あくまでもできる規定であり、强行規定ではございません。現在参議院で審議中の法律案にも送付以来六十日を超えているものが幾つかございますけれども、参議院の威信と存在意義を懸けて、国民が納得のいくまで審議を尽くすべきだと考えております。

以上をもちまして、私からの意見表明とさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

○会長(柳本卓治君) 佐々木さやかさん。

○佐々木さやか君 公明党の佐々木さやかです。二院制について意見を申し上げます。

日本国憲法は、第四十二条で両院制を規定し、第四十三条一項で「両議院は、全国民を代表する選挙された議員でこれを組織する」としてあります。衆参いずれもが全国民の代表と位置付けられております。二院制を採用するほかの諸国を見ますと、連邦制の下で州の利益を反映するために上院を置いていたり、上院議員が民選でない、下院と異なり間接選挙で選出されたりなどという場合が多くなっております。

このように、我が国の二院制は、他国に比べますと衆議院と参議院で似た地位と権限を有していることから、参議院の独自性、果たすべき役割とすることが論点となり、一院制とすべきとの意見も存在するところであります。

しかしながら、二院制には以下のような長所がございます。二院制の下では、一院の専断を抑制するチェック・アンド・バランスが期待できます。二院制は、立法府自体の権力分立に一定の役割を果たすものと考えられます。また、議事が二つの議院によつて審議されることにより、先の議院での審議過程で取り上げられず又は明確にならなかった問題点を後の議院が審議をするということができます。ほかの院の審議を補い、より充実した議論と慎重審議を通じた国民の総意のより正確な反映が期待できます。

こうしたチェック・アンド・バランス、議論を互いに補つていくという観点から優れている二院制は維持されるべきであり、参議院の果たすべき役割についてもこれらの点から考えるべきであると思ひます。

参議院の独自性として重要となりますのが、行政監視機能であります。参議院が、議院内閣制の下で、政府と政治的一体性を有する衆議院に対するチェック・アンド・バランス、補完の役割を担っていることから、より強い行政監視機能を期

待されているということは共通の認識と言えると思ひます。

国会において行政監視を専門として扱う委員会、参議院改革の一環として平成十年に新設された参議院の行政監視委員会のみであります。今国会では、行政監視委員会及び参議院本会議において、政府に対し、政策評価制度の実効性を高めることを求める決議を行いました。行政監視委員会は、創設以来、必要に応じて決議の議決や苦情、請願の採択を行うなど、着実に活動の実績を積み上げてきておりますが、同委員会の一層の活性化など、参議院の行政監視機能の強化に今後も取り組む必要があると考えています。

もう一つ重視されるべきであるのが、参議院の決算審査であります。財政再建のために、予算の無駄を是正し、より良い予算編成、予算執行を実現しなければならず、決算審査の重要性はますます高まっております。参議院では、決算審査の充実のために、これまで政府に対し決算の早期提出を求め、早期審査に努めるなど、様々な改革を行つてまいりました。その結果、決算審査の内容を予算編成に反映させるという予算、決算のサイクルが構築されてきています。

予算審査と決算審査は一連一体のものとして行われるべきでありますので、衆議院は予算、参議院は決算という単純な立て分けではなく、参議院の特徴に応じて長期的な検討を要する事項に重点を置くなどしながら、参議院での予算、決算のサイクルの充実は今後も取り組むべきであると思ひます。

参議院の選挙制度については、参議院に独自の性格を持たせるため、選出方法を衆議院とは異なるものにすべきとの意見もあります。しかし、その場合も、冒頭に述べたように、憲法は衆参いずれも全国民の代表と位置付けていることに留意をすべきであります。

平成二十五年七月の参議院通常選挙について判断をした最高裁、平成二十六年十一月二十六日大法廷判決も、「参議院は衆議院とともに国権の最

高機関として適切に民意を国政に反映する機関としての責務を負っていることは明らかであり、参議院議員の選挙であること自体から、直ちに投票価値の平等の要請が後退してよいと解すべき理由は見いだし難い」としています。

参政権は国民の重要な基本的権利でありますので、今後も参議院選挙における投票価値の平等の実現については議論と努力を続けていく必要があると考えています。

以上です。

○会長(柳本卓治君) 清水貴之君。

○清水貴之君 維新の党の清水貴之です。

現在、政府提出の安全保障法制に関する法案、参議院において審議されており、政府案の憲法適合性の問題につき、連日、真摯な議論が聞かれています。維新の党も、安全保障法制に関する自らの考えを法案にまとめ、皆様に御議論をいただいているところであります。

我が国の将来に関わるこの重要な法案について参議院としてどのような判断を下すのか、今まさに二院制の意義が問われていると考えています。その意味においても、本日この憲法審査会の場において二院制について議論することは極めて意義深いことであると考えています。

そこで、二院制について、我々維新の党の考え方を伝えたいと思ひます。特に、維新の党が考える統治機構改革の全体像の中に参議院あるいは国会の在り方をどのように位置付けていくかという観点から意見を述べたいと思ひます。

まず初めに、維新の党は、統治機構改革により、この国の形を決める仕組みをグレートリセットすべきであると考えています。今、日本は、経済のグローバル化と大競争時代の荒波の中で、新陳代謝が遅れ、国力が停滞、弱体化し、国民は多くの不安を抱えている、そのように考えています。我が国がこの閉塞感から脱却し、国民の安全、生活の豊かさ、伝統的な価値や文化などの国益を守り、かつ国の将来を切り開いていくためには、より効率的で自律分散型の統治機構を確立す

ることが急務です。

維新の党は、以上の認識の下、直接国民から選ばれた首相が一義的には国民に対して責任を負い、自ら掲げた政策のインシアチブを取り、国民の支持の下で強いリーダーシップを発揮し、与えられた任期において最大の使命を果たす努力が求められる首相公選制と、国の役割を外交・安全保障、マクロ経済政策などに集中する中で、広域地方政府として道州制を導入して、最終的には憲法四十二条を改正し、一院制の国会を創設することを目指しています。

一院制につきましては、首相公選制を前提とするならば、一つの国家の意思を二つの院の意思で決める制度の合理的な理由がないと思われまふ。従来より、衆議院及び参議院とも与党が過半数を制していれば、参議院は衆議院の焼き写しと言われ、逆にねじれていけば、再考の府というよりも決められない政治のデメリットが度々強調されてきました。

社会が目まぐるしく変遷する時代、まさに政治判断が要求されております。それなのに、我が日本の政治は余りにスピード感がなさ過ぎると言っても過言ではありません。したがって、一院制にした方が、責任を問われた場合にも分かりやすく、より政治的的確性や透明性が高まるものと期待できます。

しかしながら、国の統治におけるチェック・アンド・バランスの機能を重視すれば、いきなり一院制まで行くのはどうかという議論もあり得るかと思います。その場合、一院制に至るまでの過渡的な措置として、両院がそれぞれ異なる観点から異なる役割を果たすことを明確にすることが望ましいと考えます。

このような考えから、現在のように、参議院と衆議院の位置付けや権限、議員の選出方法が似通っている状況をいかに改めるのかという議論を避けることはできないものと思われまふ。その場合、道州制との整合性を高めるといふ観点から

は、参議院議員の公選制を維持しつつ、両院の議員の性格やその選出方法の原則を憲法に明記し、参議院では道州代表的な要素を打ち出していくこともあり得るでしょう。道州の首長と参議院議員の兼職を認めるということも一つの選択肢となると考えまふ。私たちは、日本維新の会の時代に、地方公共団体の長と参議院議員との兼職を可能とする法案を提出しているところです。

なお、道州の首長と参議院議員との兼職が認められ参議院に首長が集うことになれば、当然、その審議の在り方についても検討がなされることになると思えます。道州代表的な側面をもつと強調していけば、国民代表としての二院制ではなく、ドイツの連邦参議院のような道州代表としての性質に純化し、全ての参議院議員が道州の首長や大臣から構成されるという形もあるかもしれまふ。しかし、この場合には、連邦制と道州制の違いなど、国の成り立ちに関わる根本的な議論を踏まえる必要があると思ひます。

また、特に我が党が目指している首相公選制との関係でいえば、参議院の役割について、衆議院とは異なった首相に対する事後的なチェック機能としての性質を強調していくことが考えられまふ。この点で維新の党は、米国会計検査院型の強力な会計検査機関を国会に設置することを提案しています。これと参議院の決算審査とのリンクを強化していくこともあり得ると考えています。

なお、現在最高裁判所が持つ違憲立法審査権を強化する観点から、参議院によるチェック機能の一つとして、最高裁に違憲審査を求めるための勧告権を参議院に付与するといったことも検討されるべき論点であると思ひます。

以上、二院制に関して我々維新の党の基本政策を基に意見を述べてまいりましたが、これらの項目はいずれも憲法改正抜きには実現することは困難であることを申し上げ、意見表明したいと思います。

御清聴ありがとうございます。ありがとうございました。
○会長(柳本卓治君) 仁比聡平君。

○仁比聡平君 日本共産党の仁比聡平でございます。

前回、五月二十七日、私は、今日我が国における最大の憲法問題は、安倍内閣の集団的自衛権行使容認など、昨年七月一日の閣議決定及び今国会への戦争法案の提出強行であり、それ自体が戦後最悪の憲法破壊であつて断じて許されぬことを厳しく指摘しました。そして、今日、二院制をめぐる参議院に問われているのは、その戦争法案を廃案にすることというべきです。

第一に、立憲主義と国会の役割についてです。安倍政権は、決めるべきときは決めるのが民主主義だ、国民の十分な理解が得られなくても決まらなくてはならないなどと言いますが、全くの暴論です。民主主義の根幹は、政治と社会の根本的な在り方を国民が憲法に定め、その憲法に従つて政治をするところにあり、政府及び国会議員は重い憲法尊重擁護義務を課せられているのです。

侵略戦争に対する痛恨の反省を踏まえ、日本国憲法は憲法九条に戦争放棄、戦力不保持、交戦権否認を明記しました。明白な憲法違反の法案を多数で強行することはできません。

六月四日、衆議院の憲法審査会で与党推薦を含む三人の憲法学者がそろつて戦争法案は違憲と述べたのを引き金に、言わば違憲ショックが政府・与党を襲いました。与党幹部は、国会運営に緊張を欠いていたとか、事前に防ぐことができたとか述べましたが、事前に防ぐことができたどころか、大抵の憲法学者なら、正面から質問されれば誰でも憲法違反と答えるしかないのである前です。

与党幹部は、砂川判決を読んではないのかとか、何が必要かを考え抜くのは憲法学者ではなく政治家だ、憲法の番人は最高裁であり憲法学者ではないなどとも言いましたが、法案それ自体が戦後最悪の憲法破壊にほかならないという根本的矛盾は、議論すればするほど深まるばかりです。

今日、取材に応じた山口繁元最高裁長官は、集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反、立憲主義や法治主義が揺らぐ、従来の解釈が

国民に支持され九条の意味内容に含まれると意識されてきた、その事実是非常に重いと警鐘を鳴らしました。また、砂川判決が集団的自衛権を意識して書かれたとは思えない、七二年見解の論理的枠組みを維持しながら集団的自衛権の行使も許されるとするのは相矛盾する解釈の両立を認めるもの、七二年見解が誤りだったと位置付けなければ論理的整合性は取れないと、いずれも論理的な矛盾がありナンセンスだと厳しく批判しているのです。憲法九条との論理的整合性も法的安定性も欠如した戦争法案は、廃案しかありません。

第二に、戦争法案は、自衛隊が平時から有事まで切れ目なく米軍と一体を肩を並べて軍事行動を行おうとする改定ガイドラインの実行法です。重大な軍事行動について、法案上、法理上に限定はなく、時の政府の判断次第で先制攻撃と侵略を辞さない米軍と際限なく一体化し、武力行使を可能とするものです。それは、憲法九条をなきものにす憲法破壊であり、政府答弁が破壊と撤回を繰り返し、国会審議が中断を繰り返している根本問題は、かかる法案の違憲性、対米従属性にあるというべきです。

我が党が独自に入手し、国会に示してきた統合幕僚監部内部文書や統合幕僚長の米軍幹部との会談記録は、陸海空自衛隊を束ねる統合幕僚監部が、法案の八月成立を前提にして、海外派兵や日米共同作戦計画などを、国会答弁さえごまかし、国会にも国民にも全く秘密裏に具体的に検討し、進めていることを示す重大問題です。そこで明らかとなっているのは、憲法を根底から覆す究極の対米従属というべき事実であり、この問題を明らかにすることは法案審議に先立つ参議院の責務というべきです。

最後に、私は、衆参それぞれの院が、主権者国民を代表する唯一の立法機関として審議を尽くすことが二院制の基本原理であることを強調したいと思います。八割を超える国民が今国会で成立させるべきではないと声を上げ、八月三十日の日曜日、戦争法案廃案、安倍政権退陣、国会十万人、

全国百万人大行動が行われました。人々の怒りが世代を超えて重なり合い、文字どおり国会は包囲され、埋め尽くされました。官房長官は、大きな誤解が生じていることは極めて遺憾などと述べましたが、それこそが大きな誤解です。深い理解が広がり続けているからこそ巨大な人々が動き出しているのです。この民意を正面から受け止めるのが参議院の責務です。

強行採決は絶対に許されず、世論に包囲され、参議院が審議を続けているのに衆議院が再議決するなどはまさに民主主義の否定、ファシズムにはかなりません。その衆議院の与党多数は、二〇一二年総選挙でも四割の得票で八割の議席という、小選挙区制による虚構の多数ではないのです。

日本共産党は、憲法違反の戦争法案を廃案にし、憲法改悪のあらゆる企てに断固として立ち向かう決意を述べ、意見表明いたします。

○会長(柳本卓治君) 田中茂君

○田中茂君 日本を元気にする会・無所属会、無所属の田中茂です。

戦後の二院制を考えた場合、当初GHQから提示された日本国憲法草案、いわゆるマッカーサー草案、それでは貴族の身分がなくなり、貴族院は不要として国会は一院制になっていたと理解しております。これを見た松本蒸治国務大臣は、「一院制では選挙で多数党が替わるたびに前政権が作成した法律が全て変更され、政情が安定しなくなることを指摘し、GHQ民政局局長のホイットニー准将に二院制の存続を迫ったと聞いております。

この松本氏の二院制採用の趣旨は、世界多数国の例に倣う、不当なる多数圧力の抑止と行き過ぎたる偏倚の制止、またその背景には、日本人特有の左右いずれに向かっても過激に偏頗する、軽々しく時の勢力に阿附する事大性、雷同性の民族性があることを指摘されております。つまり、日本人はどちらに向かうにも熱しやすく、片方にわたり行ってしまうところがあり、権力者へつらったり扇動されたり、またすぐ他人の説に同調した

りするところがあると。したがって、二院制にして慎重にダブルチェックをした方がいいというわけでありませう。

これまでに衆議院の議決が参議院で否決された例は幾つもあります。その中でも二院制の危機を招いた例として、今から十年前の小泉純一郎首相政権下、二〇〇五年の郵政民営化法案があります。

郵政民営化法案は、衆議院において僅か五票差で可決されました。それだけ賛否が拮抗した案件であったわけですが、一方、参議院では賛成百八票、反対百二十五票で否決されました。それは、戦後多数の重要案件であったがゆえに、参議院でよく吟味すべきとのチェック、精査機能が働いたのであり、参議院の特性として典型的な役割を果たしたわけでありませう。

衆議院で可決された法案が参議院で否決された場合は、まず衆参両院協議会を開き、衆議院と参議院の調整を試みるのが常であります。しかしながら、小泉首相は、通常の手続を完全に無視し、両院協議会を開くことなく、その日のうちに衆議院を解散しました。

両院協議会での協議がまとまらない場合は、再度衆議院に戻され、三分の二の多数議決で議案は可決されますが、三分の二に達しなければ廃案となるわけでありませう。郵政国会当時、衆議院での再可決に必要な三分の二以上の賛成を与党が得るのとは不可能と見られておりました。そこで、小泉首相が取ったのが解散だったわけでありませう。

このような行為は前例がなく、参議院の存在を全く無視した暴挙でありました。憲法には、両院の議決が異なった場合を前提にした規定があります。それを全て排除したわけですから、これは議会政治の否定であり、憲法違反の疑いもあるとの

当時は議論がありました。行政府の代表である首相が、国会の議決、しかも参議院の議決が不服、不満だといって衆議院の選挙で決着を付けようとするのは言語道断の筋違いであります。これは、三権の独立と、国会は国

権の最高機関であることを完全否定し、行政府の長である首相を優位に置いたことを意味します。

小泉首相は、解散宣言後の記者会見で、今国会で残念ながらこの法案は否決され廃案となりました。国会の結論が郵政民営化は必要ないと判断を下された、私は本当に国民の皆さんがこの郵政民営化は必要なのか国民の皆さんに聞いてみたいと思います」と語り、この衆議院選挙の結果は自民党圧勝で終わりました。

ここで再認識されるのが、二院制を提言した松本蒸治大臣による日本人の性質に関する分析で、それは、左右いずれに向かっても過激に偏頗するであります。参議院の意義と存在が懸かっていた極めて重要な政治的局面であったにもかかわらず、当時

は、私の記憶では中曽根弘文議員のみが記者会見で抗議したことを記憶しております。衆議院に優位性があるのは確かですが、だからこそ、参議院の存在意義を示すためにも、参議院自身がその存在を懸けて断固とした死活的抗議をすべきでありました。小泉解散を安易に許した段階で、参議院の必要性と存在性を参議院自ら

らが否定したと取られてもおかしきはありません。あのような行為を前例としてつくったこと自体が参議院不要論を強めると考えております。参議院でそういう意識改革ができていない限り、また起きる可能性もあります。当然、総理大臣もそのような問題意識を持つべきではありませんが、少なくとも、衆議院の解散は違法ではありません。では、今後参議院はどうすべきなのか。

参議院の表決を理由に内閣が衆議院を解散することは、その手法の是非に関し賛否両論あるものの、現実的には可能であり、実際それが実行されたわけでありませう。現行憲法では、内閣総理大臣に衆議院を解散する権利は当然認められておりますので、解散そのものは憲法違反を構成するものではありません。しかし、現在の参議院の役割と同時にその限界、つまり牽制機能が働かないというジレンマが明らかになったわけでありませう。確かに、ここ一か月間のオリンピックに関する

一連の騒動を見ていると、日本人は、どちらに向かうにも熱しやすく、片方にわたり行ってしまうところがあり、権力者へつらったり扇動されたり、また、すぐ他人の説に同調したりするところがあるとの松本大臣の指摘は当たっているのかもしれない。

その意味でも、参議院の必要性を含め、健全な議会政治を運営していくために、参議院の牽制機能が働くための仕組みを議論し、導入することが今後の参議院として果たすべき役割と考え、私の今日の発言は終わりにいたします。

○会長(柳本卓治君) 江口克彦君

○江口克彦君 次世代の党の江口克彦でございます。

次世代の党におきましては、一国の最高法規である憲法は国民自らの手で自主的に作られるべきとの考えに立ちまして、党として自主憲法草案を作成するため、本年一月、党内に自主憲法起草委員会を設立することを決定し、年内の草案発表を目指して現在検討を重ねているところであります。

国会については、英国やドイツなど主要先進国の例も検討した結果、我が党としては二院制を維持することといたしました。しかし、問題なしとしているわけではありません。国会については、二院制の意義、とりわけ第二院たる参議院の役割を明確化し、国会の立法機能と政府に対する行政監視機能の強化を図らなければなりません。

また、参議院の役割として、一定の案件については参議院の先議にする、あるいは参議院の専権事項とすることが考えられます。例としては、条約の承認や決算の審査が挙げられます。

一方、立法機能について考えますと、参議院があることによって慎重な審議が担保されるという面を一層充実させることが求められますが、反面、最後は法律の制定を決定できるシステムであることも必要であります。法案の衆議院による再議決要件を三分の二から緩和し、過半数とするこ

とも検討すべきである。この部分を改めることによって、ねじれ国会となった場合における決められない政治という課題を克服できるのではないかと考えております。

また、国民生活に重大な影響を与える予算及び予算関連法案に対する衆議院と参議院の取扱いについても議論の必要があるように思います。我が国では、予算関連法案は単なる法律案にすぎませんが、例えば英国では予算も予算関連法案も金銭法案として下院が優越する仕組みとなっており、大いに検討するべき事項と考えます。

国会の行政監視機能の強化という観点からは、衆議院と比較して内閣と密接な関係を有しない参議院が果たす役割は大きいと思います。

参議院の行政監視機能強化のための工夫としては、例えば参議院においては、国政調査のみならず、これを通じて行政執行上の問題点を明らかにし、その改善を求めるべく決議を積極的に行うことが考えられます。そして、決議を行う上、どこまで報告を求め、行政執行の問題点の解消の状況を検証するといった取組が極めて重要ではないかと考えております。こうした行政監視のサイクルをつくるのが参議院の行政監視機能を強化することになるのではないかと考えております。

私見になりますが、二院制及び参議院の役割について思うところを述べさせていただきます。

まず、政治を行う上では、緊張の要素と慎重の要素が必要だと考えております。緊張というのは、安易に政策的結論を出さないようにすることであり、慎重とは、丁寧に審議をしていくということであり、国会を一院制にした上で議会内閣制を採用した場合、緊張も慎重もなくなってしまう、結論は早く出ますけれども判断を誤る危険性が高まります。一院制にも二院制にも一長一短がありますが、緊張の要素と慎重の要素という点において、やはり二院制は優れていると考えます。

また、参議院のあるべき姿について申し上げます。

すが、良識の府としての参議院においては、党議拘束を外し、政治家自らの責任と判断で意思決定を行うべきであります。そして、参議院議員は、大臣等として行政に入ることなく、立法府としての職務に専念し、国民の側に立つて政府を監視する機能を高めるべきであると考えます。

最後に、定数削減について申し上げます。

私は、待論として、地方分権を進めた上で小さな国会を目指すべきであると考えております。国会議員が国民とのコミュニケーションをしつかり取り、多様な民意をきちんと反映することができれば、衆議院議員を三百人に、そして参議院議員を百名にそれぞれ削減することも十分可能であると考えます。

以上です。

○会長(柳本卓治君) 渡辺美知太郎君。

○渡辺美知太郎君 無所属の渡辺美知太郎です。私は政党に入っておりませんので、個人的な見解を述べさせていただきます。

かつて、ある経済誌が、二〇二〇年までになくなる可能性がある仕事というのを特集していました。テクノロジーの発展、グローバル競争の激化、雇用形態の変化などにより、従来までは当たり前であった職業が東京オリンピック・パラリンピックまでにはなくなっている可能性があるというものでした。

例えば、ネット販売の普及により訪問型の営業職がなくなる、音声入力のテレビ、タブレットの普及により受付、案内業務がなくなる、また、大企業の大規模な人員削減やグローバル競争の激化などにより中間管理職や日本人の取締役がいなくなるのではないかと考えたものでした。

さて、その職業の中に参議院議員というのも入っております。その理由として、財政再建への対応が遅々として進まず、社会保障の大幅カットが現実味を帯びる中、これまで以上に政治家自身も身を切る必要に迫られている、そこで、衆議院のカーボンコピーと言われる参議院の廃止によって議員削減で手を打つというシナリオが

あってもおかしくないという、大変手厳しい内容だったことを覚えております。

しかし、参議院での審議そのものを見てみると、例えば、我が国及び国際社会の平和と安全法制に関する特別委員会、以下平安特と申しますが、平安特での議論を見ますと、衆議院では違憲か合憲かといった議論、また自衛隊員のリスクが上がる下がる、そういった話が多くありましたが、参議院では幅広い議論が行われているように思います。また、年金情報流出問題についても、衆議院の議論の後に更に深掘りした審議が行われているように私は思います。平安特にしても、野党の指摘と政府の答弁がかみ合っていないか、ここではおくとしまして、そもそも参議院がなければこの安保特の採決も終わっていないわけでありまして、私は、同じ法案を異なるメンバーで異なる視点で審議をする二院制に意義があると思っています。

さて、そもそも、歴史を振り返ってみますと、明治時代以降、戦前にかけて、日本は衆議院と貴族院から成る二院制を取っておりました。その後、太平洋戦争を経て、日本国憲法の制定に当たり、先ほど田中先生もおっしゃっていましたがいわゆるマッカーサー草案では貴族院制度の廃止と一院制の推奨をされました。それに対して日本側は、一院制を取ると政策の継続性や安定性が損なわれるといったことを理由にして、二院制を取りたいということを中心として、二院制を主張しました。そして、GHQとの交渉の末、現在のようになら成る二院制を取ることが憲法に定められ、現在に至っております。

二院制でのメリットは、言うまでもありませんが、二つの院があるということで、やはり慎重な議論の実現ができるということも挙げられています。他方、デメリットとしては、二院制は政策決定の遅延が起これるのではないかとこの点が挙げられていますが、チェック機能として参議院はこれまで一定の役割を果たしてきていると私は考えております。しかし、先述のとおり、国民の目から

は、参議院は衆議院のカーボンコピーではないかと、二院制から一院制への移行を望む声も大きいというのが現状です。

先日可決された参議院の合区を盛り込んだ公職選挙法改正案の結果も踏まえ、憲法改正を行い、地域代表の色を強くする、また、米国のように役割を衆議院、参議院で分ける、そういった議論もなされております。この点も含んで、参議院の在り方について議論することには有益なことだと思います。

しかし、形だけ変えても意味はありません。法案の審議の在り方などについても、国民に衆議院との違いをしつかりと伝えていく必要があると思っております。これは、与党、野党の垣根を越えて取り組んでいく問題だと思っております。緊張感を持った国会を実現させ、国民に参議院の有益性を御理解いただくためには、参議院の存続は厳しいものだと思っております。

以上で私の意見を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○会長(柳本卓治君) 福島みずほさん。

○福島みずほ君 社民党の福島みずほです。社民党を代表して発言をさせていただきます。

社民党は、二院制を堅持すべきだという考え方をしています。民主主義の強化というのが最大の理由です。

立法府は国権の最高機関であり、三権分立の中で最高の地位を占めております。最高機関である国会の民主主義の強化という意味では、二院制の方がはるかに優れております。また、行政の監視という点でも立法府を強化していくこと、そのためには二院制がふさわしいというふうに考えております。

小選挙区と郵政民営化のときに、衆議院は可決し、参議院では否決をいたしました。衆議院と参議院で違う結論が出る。私は、このときの参議院の結論、議論はとても必要なものであったと思っております。

最近も、戦争法案について衆議院は強行採決を

やりました。もし一院制であれば、あの強行採決のまま法案は成立をしたことになります。今のような様々な議論が一切なされない、そんな一院制では、民主主義の本当に脆弱化につながる、国会のある意味強行採決でいかにでも短期間にひどい法案を成立させることができる、このような事態を決して招いてはなりません。

また、衆議院と参議院で選挙制度が違いますが、バックグラウンドの違うものを持つ人々、多様な人々が国会で議論する、それも二院制にとって重要なことであるというふうに考えております。

社民党は二院制を堅持し、かつ二院制、とりわけ参議院を強化する立場で頑張っていきたいと思っております。

もちろん私も参議院議員ですが、ドメスティックバイオレンス防止法や、調査会を舞台に多くの議員立法がたくさん議員によって作られております。六年間の任期の中で超党派の枠組みをつくりやすく、安定していい立法を作ろうという、まさに国会で最も必要な立法活動をするのにふさわしいシステムが参議院だと実は思っております。

二院制を堅持し、二院制を強化し、民主主義を活性化するために参議院の皆さんとも力を合わせていきたいと考えております。

ところで、憲法審査会は憲法適合性を議論する場所でもあります。今日の最大の憲法のテーマは安保法制、戦争法案であることは間違いありません。

去年七月一日まで一切、集団的自衛権の行使を合憲とする政府見解は一切ありません。横島長官に質問したところ、ありませんというのが答えでした。そのとおりです。

二〇〇四年、安倍総理は国会の委員会の中で、集団的自衛権の行使が日本国憲法下で認められる場合があるのではないかと質問し、そんなことはできませんと当時の内閣法制局長官にきっぱり否定をされております。質的な問題である、個別的自衛権と集団的自衛権は量的な問題ではない、こ

れが確立された見解です。

戦後の主な政権党であった自民党も、一貫して集団的自衛権の行使は違憲である、仮に集団的自衛権を認めるのであれば明確に明文改憲すべきだと繰り返し繰り返し答弁をしております。

私たちの所属する参議院は、この参議院で不戦決議も、自衛隊を海外に派兵しない、そんな決議もやっていると、そんなところで。立場の違いあるいは政党的の違いを超えても、集団的自衛権の行使は違憲であるという下に、まさに憲法に適合させようとする形で国会が進行してきた。それを踏みにじるのがまさに安保法制、戦争法案です。

憲法破壊を許してはならない。憲法が憲法でなくなったら一体どうするのか。全くの無法状態です。憲法は間違いなく最高法規です。憲法、法律、政省令という序列があり、憲法が憲法でなくなる、国会は何を基準にこれら法律を作るんだというか、行政は何を基準に行政をやるんだというか、裁判所は何を基準に裁判をするのだというか。今までは憲法でした。それを踏み越えることは絶対に許すことはできません。

最高裁元長官や名立たるほとんどの憲法学者、多くの学者たち、日本弁護士連合会は全会一致で集団的自衛権の行使は違憲であるとしております。国会包囲の十万人、全国百万人行動、連日多くの多くの行動があります。立場を超え、憲法を破壊してはならない、その立場で国民は意思表示をしております。

ナチス・ドイツがワイマール憲法がありながら国家授権法を成立させた、そのことを私たち日本はまねしてはなりません。国会議員は憲法尊重擁護義務があり、総理大臣にももちろんあります。ヒト二ヒトコト、マグナカルタ。マグナカルタができてちょうど八百年。憲法は国家権力を、そして国会議員を縛るものである。私たちは恣意的に政治をやつてはなりません。憲法を守れ、それが国会議員、そして総理大臣に課されている。だから、戦争法案は廃案にし、私たち参議院は憲法を守るべきである、そう確信しております。

以上で終わります。

○会長(柳本卓治君) 主賓了君。

○主賓了君 生活の主賓了であります。

我が会派は、実はこの百八十九国会で初めて憲法審査会に参加をしております。まず、憲法に対する私どもの基本姿勢から申し上げたいと思っております。

私どもは、憲法とは、基本的な人権の尊重を貫くために権力を縛る、あるいは暴走を止める、こういう立憲主義の考え方を基本としております。一方、憲法は、国民の生命や財産や人権を守るなど、平和な暮らしを実現するためのルールとしてみんなが定めたものであります。時代や環境の変化に応じて、必要があれば、憲法の原則は厳守しつつも、改正すべき点は改正するべきである、このように考えております。

次に、二院制についてであります。生活会派は、二院制については憲法の改正をも視野に入れて検討をしております。

憲法第四十二条は、国会は衆議院及び参議院の両院でこれを構成すると規定をしておりますが、せっかくの二院制が機能していないのではないかと、こういう認識を持っております。生活会派は、衆参で同じことをやっているから無駄である、と、こういう批判もあるわけですが、生活も同じ考え方でございます。私どもは、二院制は国政が慎重に行われていくことを期するとの制定当時の考え方を尊重し、維持をしていきたいと考えております。

加えて、衆参両院に求められる性格や役割を憲法に理念として明記することを考えております。その方向は、衆議院は多数決の府、参議院は良識の府、再考の府として決算、行政監視機能や中長期的課題に対する提言機能など、機能分担を図ることができないか、そういう方向で考えていきたい、このように思っております。

他方、参議院議員の選挙となれば、どうしても政党化していくこととなります。参議院が良識の府あるいは再考の府として機能していく、あるいは

は大所高所から対応していくためには、参議院議員の選任方法についても検討しなければならぬ、と、このように考えております。

二院制については以上であります。それから、安全保障法案について申し上げます。二院制については以上であります。

武力行使の三要件は、憲法第九条の明文の規定や憲法解釈、すなわち憲法第九条の下で認められる自衛権の範囲を大きく超えていると、こういう認識であります。

自衛権については、昭和六十年九月二十七日の政府答弁の、憲法第九条下で認められる自衛権の発動としての武力の行使は、我が国に急迫不正の侵害があるなど三つの要件に該当する場合に限られると、こういうふうに明記しております。これに対して、武力行使の三要件の第一では、まず我が国と密接な関係にある他国に対する武力行使が発生したこと、これが客観事実ですね。それから、我が国の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険があること、これは主観的な部分です。これを満たす必要があるわけであります。

武力行使の三要件は、いずれにしても、一つには、憲法第九条下で認められる自衛権の発動要件、我が国への急迫不正の侵害があるという客観条件が欠落している、こういうことから、憲法九条下で許される自衛権の範囲を大きく逸脱していると。二つ目が、自衛権行使の要件とその効果を大きく変えたものであるにもかかわらず、ひとこときの内閣の閣議だけで憲法解釈を変えたこと、当然にも憲法改正の手続を経ないこと。三つ目として、日本にとって重大な国防の要件とその効果において変更前と変更後に大きなギャップがある、法的安定性が保たれていないなど、その合憲性に関して重大な欠陥が存在するというふうにも思っております。したがって、私どもは、この武力行使の三要件は違憲の可能性が高いと、こういうふうに考えているところであります。安倍政権が合憲の根拠としている砂川事件、そ

れから昭和四十七年政府見解について申し述べますと、砂川事件につきましては様々判示事項はあるわけですが、この砂川事件において決して集団的自衛権について判示しているのではないということ、それから、四十七年政府見解については集団的自衛権を明瞭に否定をしているというものであります。結局、合憲の根拠はないことになる、こういうふうになっております。

最後に、憲法九十九条について触れておきたいと思ひます。

憲法九十九条で、安倍総理始め国務大臣、それから私も国会議員は憲法擁護義務を負っているわけでありまして、したがって、内閣は憲法違反の法案を提出してはいけない、それから私も国会議員も国会で憲法違反の法律案を可決してはいけない、こういうふうになるわけでありまして、内閣は、違憲の可能性のある本安全保障法案は即座に取り下げ、再検討をするべきであるというふうに思ひます。

最後に、柳本会長、それから幹事の皆様には是非御検討をお願いしたい件があります。それは、憲法違反の可能性のある安保法案を提出した内閣に対して、法案の合憲性について更に検討するよう要請する、これを御検討いただきたい、このようにお願ひを申し上げまして、私の発言を終わります。

○会長(柳本卓治君) 以上で各会派の意見表明は終了いたしました。

次に、各委員の発言希望に基づいて、会長の指名により意見交換を行います。

発言を希望される方は、お手元に配付した資料のとおり、机上の氏名標を立てていただき、会長の指名を受けた後、御発言願ひます。

多くの委員が発言の機会を得られますよう、一回の発言時間は各三分以内といたします。お守りください。発言時間の経過状況をメモで通知し、時間が経過した際はベルを鳴らします。あらかじめ御承知願ひます。発言が終わった方は、氏名標を横にお戻しください。

なお、御発言は着席のままです。結構でございます。それでは、発言を希望される方は氏名標を立ててください。

○赤池誠章君 自由民主党の赤池誠章でございます。

私は、現行の二院制を維持すべきと考えております。そして、その意義を更に国民にしっかりと訴え、理解を広め、支持を広げるための教育の充実が必要であると考えている次第でございます。その理由に関しましては、既に先生方のお話をなさっておりますし、この審査会始め先生方の訴えるところでございます。

例えば、権力の分立、チェック・アンド・バランス、相互の抑制と均衡、民主政治の基本、立法、行政、司法の三権の分立等々定められているわけでありまして、特に、議院内閣制を採用する我が国にありましては、現行憲法で最高機関である国会というものがうたわれているわけでありまして、国会の分割、いわゆる二院制により、立法府の相互の抑制、均衡、チェック・アンド・バランスが大変重要だと考えている次第でございます。

さらに、世界各国を広く見たときに、貴族制を取っていない、また連邦制を取っていない国での二院制の在り方ということが問われているわけでありまして、人口の多い国はおおむね二院制が多いという事実があるのとおり、国民の本当に多様な意見や利益をどのような形できめ細かく代表させるかという観点、いわゆる熟慮型とか民主的第二次院型とか多角的民意反映型とか様々な言われ方をするわけでありまして、二院制にとつて大変重要な意義があるということは変わらぬと思うからであります。

そんな中で、この憲法審査会でも議論になりましたが、私は、二院の在り方、参議院の在り方として、危機管理上からも大変必要ではないかというところを考えている次第であります。

衆議院が解散した場合、衆議院議員は御承知のとおり全てが失職して前議員となるわけでありまして、その中で一体国民を誰が代表するか、それはひとえに参議院議員のみ、参議院のみということでございます。現行憲法でも緊急集会の規定があるわけでありまして、参議院は決算の参議院であると同時に、危機管理に強い院としての、じっくり取り組め、中長期的な課題とともに、危機管理に強い院として更なる努力、取組が求められているのではないかと考えております。

そんな中で、昨今の、先ほど渡辺先生からもございまして、昨今の、平安特の議論を見てみますと、衆議院から参議院に移つて国民の必要性の理解が大変高まったというのは、まさに参議院の在り方の一つのポイントではないかということを感じております。

このような意義を持つ二院である参議院が更に国民の理解、支持を広げるためには、やはり教育の充実というのが避けて通れないと思つております。

今回、全ての教科書を見ることはできなかったんですが、代表的な教科書を見てみますと、国会には二院がある、そして二つの院で話し合うことが政治の方向性を慎重に決めるとか、小学校、中学校、高校それぞれの教科書にそれなりに書いてあるわけでありまして、残念ながら、学習指導要領や解説書の中には、国会という議会政治の在り方について教えるということもあつても、二院制というものの、参議院の存在意義に関してより深い掘りするような記述が残念ながら不十分ではないかというところも感じております。この中で、引き続き、先生方の御指導、御支援の中で教育の充実にも取り組んでまいりたいと思ひます。

以上です。

○会長(柳本卓治君) 白眞敷君。

○白眞敷君 民主党の白眞敷でございます。今回のテーマであります二院制という観点から、現在参議院で審議中の安保法制について、昨年六月十一日に当憲法審査会を通りました日本国

憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議をまとめさせていただいた当時の筆頭理事として、一言申し上げなければならぬというふうになっております。

さらに、今、赤池議員から、現在参議院で審議中の安保法制について国民の理解が深まったという御発言がありましたけれども、深まったのは、反対という意味合いでは深まったのかなという感じはしておるというところも併せてお話をさせていただきます。

当時、当審査会においては、この日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案の附帯決議の第六項目、もう一度読み上げさせていただきますけれども、「本法律の施行に当たっては、憲法の最高法規性及び国民代表機関たる国会の国権の最高機関としての地位に鑑み、政府にあつては、憲法の解釈を変更しようとするときは、当該解釈の変更の案及び第四項における政府の憲法解釈の考え方に係る原則への適合性について、国会での審議を十分に踏まえること」とされておりました。この決議は与野党の多くの議員によって賛成された附帯決議でありました。まさに、二院制における参議院の良識の府としての意味合いがあるわけでありまして、

しかるに、政府は、その後、七月一日に憲法解釈を大幅に変更、集団的自衛権行使容認に大きくかじを切り、今まさにその法案の審議がなされているという状況でございます。この附帯決議を尊重していない現在の状況は、この我々の憲法審査会の附帯決議を無視して強行していることであり、本審査会を冒瀆しており極めて遺憾であり、かつ二院制の役割をも無視しているやり方であると思ひます。

そのとき、国務大臣谷垣君は、「ただいま可決されました日本国憲法の改正手続に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議につきましては、その趣旨を踏まえ、適切に対処してまいりたいと思ひます。」と発言しているにもかかわらず、一度もやっていないじゃありませんか。

今、幹事長です、自民党の。そういう方がこう
いう発言をしておきながら、何もその後やっ
ていないというのは、まさに当審査会のこの決議を冒
瀆したのではないかと、そういうふうには私は感じ
ているところでございます。

こういった国民の多様な意見、二院制があるか
らこそできることでもあり、そういった面でも二
院制の重要性というのは極めて重要である、それ
を強調して、私の意見とさせていただきます。

○会長(柳本卓治君) 阿達雅志君。

○阿達雅志君 自由民主党の阿達雅志です。

参議院の在り方に関する自民党における議論、
考え方については先ほど愛知治郎幹事が述べられ
たとおりであります、私も二院制は維持すべき
であると考えます。

まず、参議院は衆議院のカーボンコピーとい
うことがよく言われますが、私は断じて参議院は衆
議院のカーボンコピーではないというふうに思
います。それは、参議院に関する制度が全く異なる
ために、やはり参議院と衆議院でカルチャーが異
なっている。具体的には、被選挙権が三十歳以
上である、衆議院の定数の半分である、六年の任
期がある、それから議決における様々な規定があ
るということですが、やはり一般論としても、少
ない人数が同じメンバーでより長期間にわたり議
論をする、このことによる議論の継続性、それか
ら議論の中身の深掘り、これは明らかに違うので
はないかと思えます。

そういう意味で、民主制において、よく民主制
というのは民意の反映とともに民意の統合のプロ
セスがあるんだということを言いますが、衆議院
が民意の反映という意味において重点があるので
あれば、参議院というのは民意の統合という点に
おいて非常に大きな部分があるのではないかと思
います。

特に、衆議院が総理を選出することができる、
議院内閣制においては、やはり衆議院と政府、こ
こが特に民意を反映して動いた場合に、より慎重

な審議を行うためには、参議院での議論、これが
欠かせないものではないか、こういうふうに思
います。その意味で、二院制というのは今後とも維
持すべきであろう。

その場合に、やはり投票価値をどういうふう
に考えていくか、これはもう一つ重要な点になる
と思います。もちろん、憲法の枠内で考えていか
ないといけないわけですが、やはり選挙制
度については、地方行政の単位が今都道府県で
ある以上、この都道府県代表というものについて
できる限りのことを考えていかないといいな
い。

○会長(柳本卓治君) 阿達雅志君。
参議院の在り方に関する自民党における議論、
考え方については先ほど愛知治郎幹事が述べられ
たとおりであります、私も二院制は維持すべき
であると考えます。

○阿達雅志君 自由民主党の阿達雅志です。

参議院の在り方に関する自民党における議論、
考え方については先ほど愛知治郎幹事が述べられ
たとおりであります、私も二院制は維持すべき
であると考えます。

参議院の在り方に関する自民党における議論、
考え方については先ほど愛知治郎幹事が述べられ
たとおりであります、私も二院制は維持すべき
であると考えます。

参議院の在り方に関する自民党における議論、
考え方については先ほど愛知治郎幹事が述べられ
たとおりであります、私も二院制は維持すべき
であると考えます。

いても、また労働者保護の流れを大きく変えよう
としている派遣法の改正についても、衆議院で触
れられなかった論点が参議院の審議で次々に出て
きております。また、特に安全保障法制における
審議で顕著ですが、衆議院では発言の機会が少な
かった会派にも発言の場が与えられ、より多角的
な議論が出てきている。そのような意味で、国民
の多様な意見を反映する、そして慎重な審議を行
うという二院制の、そして参議院の存在意義をあ
る程度しっかりと果たしているのではないかと私は
考えるわけです。

白議員がおっしゃっていただくとおり、安保法制審
議において反対の意見が深まっている中で、そう
いう意見が結果にしっかりと反映されることを
願っております。議論の中身だけでなく、仕組
み自体も国民の皆さんに分かりやすいように工夫
していく必要があると思います。例えば、党派性
からくる問題を生じづらくするため、参議院にお
いては、各政党は党議による拘束の範囲をできる
だけ縮小する方向で議事運営を行うことも検討し
てもいいのではないかと考えております。

以上です。

○会長(柳本卓治君) 石田昌宏君。

○石田昌宏君 自由民主党の石田昌宏です。

東京大学の三浦瑠麗さんという若手研究者が、
「シビリアンの戦争」という刺激的な本を岩波書
店から出してあります。戦争は軍隊が起こすもの、
それを文民統制によって抑制するというのがシビ
リアンコントロールの考えですが、この論文で
は、クリミア戦争、レバノン戦争、フォークラン
ド紛争、そしてイラク戦争の過程を分析して、実
際には軍が戦争に消極的なのに、政治家や国民が
主導して戦争へ突き進むというケースがあるとい
うふうに分析しています。それは、正義や歴史的
正統性などの大義の下に国民が奮起し、民主的に
政治を動かす、戦争を支持する一方で、軍は、戦
争の勝利の可能性が読み切れず、何よりも犠牲を
払うのが軍自身になるために消極的になるとま
めています。この考えには賛否いろいろとありま

すけれども、少なくとも、民主的な意思決定にも
限界があり、専門的な視点や当事者の視点を含め
慎重に決定をしなければならないことは確かだ
と思えます。

つまり、国の進む方向を間違えないようにする
ためには、民主的な政治の決定を、事後ではなく
リアルタイムに監視し、かつそれを即修正してい
くという力のある機関が必要だと考えます。この
役割を二院制の下でより明確に参議院が担えない
でしょうか。このためには、監視という視点では
選挙制度を、そして訂正に関しては議会運営を抜
本的に見直すことが必要です。

選挙制度については、今国会で、参議院の場
合、都道府県単位の原則が崩れました。一票の格
差の是正のためです。衆議院の選挙制度ならこの
やり方は理解できます。しかし、参議院を先ほど
述べたような監視という視点から考えると、衆議
院と同じ原理で参議院選挙の制度を見直したと
ころが問題となります。監視に適切な人物でどう
院を構成するのかという視点で選挙制度を考え直
すべきです。

訂正という視点では、議会運営については拒否
権について検討すべきかと思えます。アメリカ大
統領や日本の地方自治体の長にも拒否権がありま
すが、日本の国政は議院内閣制であって、内閣と
国会が一体化している以上、決めたことを見詰め
直すという機能が弱いと思えます。そこで、リア
ルタイムな訂正の機能を高めるために、参議院は
内閣や衆議院の決定に対する拒否権を強く意識し
た議会運営をすることが必要かと思えます。

このように、監視そして訂正という機能を果た
すためには、いずれにせよ、参議院の議院内閣制
の中での独立性を高める必要があります。この審
査会でこの議論が深まっていくことを期待してい
ます。

以上です。

○会長(柳本卓治君) 小西洋之君。
○小西洋之君 小西洋之でございます。
私は、憲法審査会で、国民から見た二院制の役

割を議論するとき、今まさに求められていることは、解釈改憲により、安保法制によって破壊されようとしている我が国の法の支配、立憲主義、すなわち国民の憲法を守る役割であるというふう

に思うわけでございます。この点、我が参議院は衆議院が果たし得なかった役割をしっかりと果たしてきたところでございます。

その一つは、昭和二十九年の六月二日の参議院の本案議決でございまして、自衛隊の海外出動、すなわち集団的自衛権の行使をなさざることに關する決議でございます。

その趣旨説明においては、憲法九条の自衛とは、我が国が不当に侵略された場合に行う正当防衛行為であつて、それは我が国土を守るという具体的場合に限るものでありますと明言をされております。さらに、憲法の明文が拡張解釈されることは誠に危険なことであります、ゆえにその危険を一掃する上からいっても、海外に出動せずということを国民の総意として表明しておくことは、日本国民を守り、日本の民主主義を守るゆえんであると思ふのでありますというふうに明言をされているところでございます。

作成した吉國当時内閣法制局長官の、他国に対する武力攻撃では、日本国民の生命、自由及び幸福追求の権利は覆ることではない、ゆえに、憲法九条の下で行う自衛の措置というのではない、あり得ないというその答弁、作成の契機になった三週間前の答弁があるのに、その昭和四十七年見解を読み替えて限定的な集団的自衛権を可能にする。

また、こうした本案議決及び先ほど白先生が披露なさいました昨年の六月十一日の附帯決議がございまして、私はあの附帯決議の案文起草させていただいた当時次席幹事でございましたけれども、まさに憲法解釈の変更案、すなわち七月一日の閣議決定の最終案文そのものを我が参議院に提出し、十分な審議を受けなければならないという明文規定でござい

ますけれども、昭和四十七年政府見解、それを

最後に申し上げたいこと、六十日ルールということが与党の幹部の皆様からも言われておりますけれども、先ほど申し上げましたように、我が参議院の昭和二十九年の本案議決は、今、政府が国会に出している安保法制の憲法解釈を真つ向から否定しています。にもかかわらず、参議院の本案を返付して衆議院に召し抱えて、よつて衆議院の単独可決でその法案を成立させることは、まさに参議院の否定そのものでございます。このよう

日の附帯決議違反、七月一日の閣議決定がその我が憲法審査会の附帯決議に違反しているというこ

さて、これからが課題だというふうに思ひます。私は、憲法の改正を含むことはもちろん承知ではございますけれども、何といつても地方枠といふものをしっかりと確保していくことが大事だといふふうに思ひますし、またあわせて、中選挙区制、いわゆるブロック制も含めて検討していく必要があるというふうに思ひます。

中で、前文の中にもどこにも、衆議院議員は参議院議員より優れているとか衆議院議員の方が資質がいいとか、そういう連想をさせるようなこの衆議院の優越というような言葉を軽々しく使わないように我々はすべきだと思ふんですね。

もちろん、再可決とか、予算案とかいろいろなものがありますけれども、これは別に衆議院が優越しているということじゃなくて、一般の人は、衆議院が優越というところ、恐らく衆議院議員の方が偉いんだらうな、参議院議員の方がちよつと劣るんだな、だからできれば衆議院に行きたい、あるいは衆議院議員で落選した人が仕方なく参議院に来ると、こういうやつぱり大衆的、俗っぽいイメージが広がりますから、この衆議院の優越という言葉は我々は禁止すべきだと、このように思っております。決して貴族院を復活させるとは言いませんけれども、やつぱり参議院というのはそういうところから国民的あるいは共通認識をつくっていく必要があるんじゃないかと思つております。

以上であります。

○会長(柳本卓治君) 先ほどの主賓委員、小西委員並びに白先生からの御提言の問題につきましては、両筆頭間で協議をさせていただきたいと思ひますので、よろしくお願いを申し上げます。

他に御発言はございませうか。——他に御発言もないようですから、委員間の意見交換は終了いたします。

本日の調査はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後二時二十九分散会

五月二十九日本審査会に左の案件が付託された。

一、戦争ができる国にしないため、憲法改悪を阻止することに関する請願(第一〇三四号)

一、日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願(第一〇六四号)(第一〇六五号)(第一〇七六号)

一、憲法の改悪に反対し、第九条を守り、日本と世界の平和のためにいかすことに関する請願(第一〇七七号)

一、日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願(第一〇九六号)(第一〇九七号)

第一〇三四号 平成二十七年五月十八日受理
戦争ができる国にしないため、憲法改悪を阻止することに関する請願

請願者 千葉市 相川延子 外千六百名
紹介議員 神本美恵子君

安倍政権は、二〇一四年七月、多くの国民が反対する中で集団的自衛権行使を容認する閣議決定をし、今通常国会で閣議決定に関連する安保法制の改正を行おうとしている。自衛隊の海外派兵を政府の判断で可能とすることや海外での武器使用基準の緩和などがその内容である。また、日米ガイドラインの見直し協議では、これまで後方地域、非戦闘地域に限定していた活動の範囲について地理的制約を撤廃し、米国の戦争に世界中で参加できるように改定した。安倍首相の言う積極的平和主義は、米軍と一体となつて戦争に参加できる国づくりを狙うもので、日本国憲法が求める恒久平和主義とは相入れない。日本国憲法の根幹である個人の尊厳を軽視し、さらに憲法改正によって基本的人権を制限し、貧困や差別が助長され、戦争ができる国に変貌させることは、憲法の理念を真つ向から否定するものであり、断じて容認できない。世界に誇る憲法を改悪せず、日本を戦争ができる国にしないよう強く求める。

ついで、次の事項について実現を図られた

一、戦争ができる国にしないため、憲法改悪を阻止すること。

第一〇六四号 平成二十七年五月十九日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 埼玉県狭山市 小川康夫 外四名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第一〇六五号 平成二十七年五月十九日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 埼玉県新座市 小野由美子 外千二百六十六名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第一〇七六号 平成二十七年五月二十日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 埼玉県新座市 村上太子 外三千九百六十一名
紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第一〇七七号 平成二十七年五月二十日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守り、日本と世界の平和のためにいかすことに関する請願

請願者 千葉県我孫子市 林万佐子 外百四十二名
紹介議員 吉良よし子君

日本国憲法は、悲惨な戦争と自由生きる権利が奪われた専制政治の深い反省から生み出された。第二章第九条の戦争の放棄と恒久平和、国民主権、基本的人権の憲法三原則は、日常の社会生活の隅々にまで完全にいかされるべき国民の権利である。柏市は、全ての国の核兵器廃絶と軍備縮小を訴え、日本国憲法に掲げる崇高な恒久平和の実現のために平和都市宣言を行った。この宣言には二度と戦争はしないとの強い決意が込められており、決して市民が忘れてはならないものである。子供や孫、明日を生きる青年のためにも、戦争を放棄した平和な日本を守り、次世代に引き継いでいく責任と義務がある。

ついで、次の事項について実現を図られた

一、日本と世界の平和のために日本国憲法第二章「戦争の放棄」第九条第一項と第二項を堅持し、恒久平和主義、国民主権、基本的人権の保障を基本的原則とする憲法を変えないこと。

第一〇九六号 平成二十七年五月二十一日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 埼玉県草加市 飯山すみ 外九千五百三十九名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第一〇九七号 平成二十七年五月二十一日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 埼玉県川口市 西澤聖人 外三百七十一名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

六月五日本審査会に左の案件が付託された。

一、日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願(第二二四八号)

一、憲法九条(戦争放棄)を守り、九条改憲につながる九十六条の改憲に反対することに関する請願(第一二六五号)

第一三三八号 平成二十七年五月二十六日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 岐阜県中津川市 小南建子 外四十九名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第一三六五号 平成二十七年五月二十七日受理
憲法九条(戦争放棄)を守り、九条改憲につながる九十六条の改憲に反対することに関する請願

請願者 埼玉県狭山市 小川康夫 外四名

第二十八部 憲法審査会会議録第四号 平成二十七年九月七日【参議院】

一、日本と世界の平和のために日本国憲法第二章「戦争の放棄」第九条第一項と第二項を堅持し、恒久平和主義、国民主権、基本的人権の保障を基本的原則とする憲法を変えないこと。

第一〇九六号 平成二十七年五月二十一日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 埼玉県草加市 飯山すみ 外九千五百三十九名
紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第一〇九七号 平成二十七年五月二十一日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 埼玉県川口市 西澤聖人 外三百七十一名
紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

六月五日本審査会に左の案件が付託された。

一、日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願(第二二四八号)

一、憲法九条(戦争放棄)を守り、九条改憲につながる九十六条の改憲に反対することに関する請願(第一二六五号)

第一三三八号 平成二十七年五月二十六日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 岐阜県中津川市 小南建子 外四十九名
紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第一三六五号 平成二十七年五月二十七日受理
憲法九条(戦争放棄)を守り、九条改憲につながる九十六条の改憲に反対することに関する請願

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第二〇五五号 平成二十七年六月十二日受理
平和憲法をいかにし、憲法九条改悪に反対すること
に関する請願

請願者 京都市 木村江津子 外九百七十
六名

紹介議員 井上 哲士君

日本国憲法は、二度と戦争しないことを世界に
公約した。憲法第九条は、戦争の放棄・戦力の不
保持・交戦権の否認をうたい、平和を願う多くの
人々から支持されている。ところが、現政権が進
める集団的自衛権行使容認の道は、憲法第九条の
明文を変えることなく日本をアメリカと共に世界
のどこでも武力行使することができ戦争する国
にしようとするものである。平和に生きることは
人類共通の願いであり、平和な世界は人類の理性
で達成できる。日本は憲法第九条を捨ててはなら
ない。軍事力ではなく、理性の力を世界へ発信す
る日本であることを求める。

ついでに、次の事項について実現を図られた
い。

一、憲法第九条を変えることに反対すること。

第二〇五六号 平成二十七年六月十二日受理
平和憲法をいかにし、憲法九条改悪に反対すること
に関する請願

請願者 京都府宇治市 飯場梨恵 外四百
九十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二〇五五号と同じである。

第二二一九号 平成二十七年六月十五日受理
日本国憲法第九条を守り、いかにすることに関する請
願

請願者 東京都町田市 細野龍子 外三千
七百三十八名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第二二四〇号 平成二十七年六月十五日受理
日本国憲法を守りいかにすることに関する請願

請願者 千葉県成田市 大津栄成 外四千
百七十八名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第二二四一号 平成二十七年六月十五日受理
憲法第九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 東京都多摩市 緑川勝子 外八千
四十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第二二四二号 平成二十七年六月十五日受理
憲法の改悪に反対し、九条を守ることにに関する請
願

請願者 山梨県甲府市 土屋真弓 外十三
百五十三名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第五一一号と同じである。

第二二四三号 平成二十七年六月十五日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ること
に関する請願

請願者 新潟市 中村喜美子 外千六百八
十一名

紹介議員 井上 哲士君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二二四四号 平成二十七年六月十五日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ること
に関する請願

請願者 滋賀県栗東市 石山智一 外千六
百八十名

紹介議員 市田 忠義君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二二四五号 平成二十七年六月十五日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ること
に関する請願

請願者 北海道釧路市 山口克美 外千六
百八十一名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二二四六号 平成二十七年六月十五日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ること
に関する請願

請願者 東京都板橋区 伊藤亮子 外千六
百八十一名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二二四七号 平成二十七年六月十五日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ること
に関する請願

請願者 京都市 谷口美乃里 外千六百八
十一名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二二四八号 平成二十七年六月十五日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ること
に関する請願

請願者 東京都豊島区 東海林光江 外千
六百八十一名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二二四九号 平成二十七年六月十五日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ること
に関する請願

請願者 東京都板橋区 福岡美幸 外千六
百八十七名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二二五〇号 平成二十七年六月十五日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ること
に関する請願

請願者 神戸市 松本辰子 外千六百八十
一名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二二五一号 平成二十七年六月十五日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ること
に関する請願

請願者 大阪市 高橋恵 外千六百八十一
名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二二五二号 平成二十七年六月十五日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ること
に関する請願

請願者 宮崎県日向市 工藤幸代 外千六
百八十一名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二二五三号 平成二十七年六月十五日受理
日本を戦争できる国にしないため憲法を守ること
に関する請願

請願者 兵庫県美方郡新温泉町 尾崎浩司
外千六百八十一名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第五二二号と同じである。

第二二五四号 平成二十七年六月十五日受理
憲法を改悪せず、第九条を守り抜くことに関する
請願

請願者 東京都杉並区 森川早苗 外二千

百四十二名
紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第五五七号と同じである。

第二一五五号 平成二十七年六月十五日受理
憲法改悪に反対し、第二二五五号を守り、生存権を保障することに関する請願
請願者 奈良県大和高田市 城田勝美 外九名

紹介議員 市田 忠義君
日本国憲法は、戦争の放棄・戦力の不保持・交戦権の否認を定めた第九条とともに、第二二五五条で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む」とし、一國は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない」と定めている。しかし政府は、生活保護や介護・医療などの社会保障制度の改悪等、第二二五五条の国民の生存権（人間らしく生きる権利）を否定する政策を行い、多くの国民は健康で文化的な最低限度の生活を脅かされ、餓死や自殺など命すら奪われる事態が広がっている。
ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法改悪に反対し、第二二五五条を守り、生存権を保障すること。

第二二四三号 平成二十七年六月十五日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 千葉県佐倉市 中島邦子 外八十二名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第二二四四号 平成二十七年六月十五日受理
平和憲法をいかし、憲法九条改悪に反対することに関する請願
請願者 京都市 岩田義春 外四百九十九名

名
紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二〇五五号と同じである。

六月二十二日本審査会に左の案件が付託された。
一、日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願（第二三九四号）
一、平和憲法をいかし、憲法九条改悪に反対することに関する請願（第二三九五号）（第二三九六号）

一、憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願（第二四一七号）
一、平和憲法をいかし、憲法九条改悪に反対することに関する請願（第二四一八号）（第二四一九号）

第二三九四号 平成二十七年六月十六日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 札幌市 渡辺賢治 外二十四名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第二三九五号 平成二十七年六月十六日受理
平和憲法をいかし、憲法九条改悪に反対することに関する請願
請願者 京都府与謝郡与謝野町 小西千恵子 外六千五百二十九名

紹介議員 又市 征治君
この請願の趣旨は、第二〇五五号と同じである。

第二三九六号 平成二十七年六月十六日受理
平和憲法をいかし、憲法九条改悪に反対することに関する請願
請願者 京都市 宇津和美 外四千三百十三名

紹介議員 吉田 忠智君

この請願の趣旨は、第二〇五五号と同じである。
第二四一七号 平成二十七年六月十七日受理
憲法の改悪に反対し、第九条を守ることに関する請願
請願者 札幌市 森トキ 外四十三名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第六七六号と同じである。

第二四一八号 平成二十七年六月十七日受理
平和憲法をいかし、憲法九条改悪に反対することに関する請願
請願者 京都市 橋本昭 外四千九百五十八名

紹介議員 福島みずほ君
この請願の趣旨は、第二〇五五号と同じである。

第二四一九号 平成二十七年六月十七日受理
平和憲法をいかし、憲法九条改悪に反対することに関する請願
請願者 京都市 渡辺清子 外三十四名

紹介議員 吉田 忠智君
この請願の趣旨は、第二〇五五号と同じである。

七月十日日本審査会に左の案件が付託された。
一、日本国憲法九条を守りいかすことに関する請願（第二四四四号）
一、日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願（第二五〇六号）（第二五三二号）

第二四四四号 平成二十七年六月二十五日受理
日本国憲法九条を守りいかすことに関する請願
請願者 高知県須崎市 西森淑恵 外三百九十五名

紹介議員 仁比 聡平君
安倍晋三内閣は、二〇一五年五月十四日、多くの人の反対の声を押し切つて、自衛隊法など既存十法を一括して改正する「平和安全法制整備法

案」と新設の「国際平和支援法案」を閣議決定し、十五日国会に提出した。この二つの法案は、これまで政府が憲法第九条の下では違憲としてきた集団的自衛権の行使を可能にし、米軍などが起こした戦争に自衛隊が地理的限定なく参加するなど、憲法第九条をかつてなく破壊するものであり、まさしく戦争法案と呼ばれるべき内容である。しかも安倍内閣は、四月二十七日に現行安保条約の枠組みをも超えるグローバルな日米同盟をうたう新たな日米防衛協力の指針（ガイドライン）を取り交わし、二十九日の安倍首相による米国両院議員の前での演説では法案の今夏中の制定を約束するなど、国民主権を踏みにじり、国権の最高機関たる国会の審議をないがしろにする形で強引に法制化を進めようとしている。日本国憲法は、過去の悲惨な侵略戦争と軍国主義の政治を反省し、平和と民主主義を願う人々の切実な声を基礎にして生まれた。憲法第九条を破壊し、国民主権、議会制民主主義もないがしろにする法案を絶対に認めることはできない。あわせて、明文改憲に反対し、平和憲法を守り、いかすことを強く求める。
ついで、次の事項について実現を図られたい。

一、日本国憲法第九条を守り、いかすこと。
第二五〇六号 平成二十七年六月三十日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 岐阜県中津川市 宮崎敏 外七十九名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第二五三二号 平成二十七年七月二日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 岐阜県恵那市 井戸良造 外十四名

請願者 埼玉県和光市 木立幸子 外五

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第二六四〇号 平成二十七年七月二十一日受理
憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 山形県鶴岡市 菅原恒子 外五千五百四十四名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第二六四一号 平成二十七年七月二十一日受理
憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 北九州市 青木喜代美 外五千五百四十四名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第二六四二号 平成二十七年七月二十一日受理
憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 宮崎市 児玉恭子 外五千五百四十四名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第二六四三号 平成二十七年七月二十一日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 長野県松本市 望月紀子 外九百九名

紹介議員 井上 哲士君
この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第二六四四号 平成二十七年七月二十一日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 兵庫県三田市 扇千恵 外九百八名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第二六四五号 平成二十七年七月二十一日受理

日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 北海道上川郡愛別町 村上恵子 外九百八名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第二六四六号 平成二十七年七月二十一日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 東京都荒川区 成川清江 外九百八名

紹介議員 吉良よし子君
この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第二六四七号 平成二十七年七月二十一日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 三重県鈴鹿市 川崎恵美 外九百八名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第二六四八号 平成二十七年七月二十一日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 千葉県習志野市 伴藤展枝 外九百八名

紹介議員 小池 晃君
この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第二六四九号 平成二十七年七月二十一日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 東京都板橋区 草間由美子 外九百八名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第二六五〇号 平成二十七年七月二十一日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 兵庫県尼崎市 松田清香 外九百八名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第二六五一号 平成二十七年七月二十一日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 大阪府池田市 洲脇育子 外九百八名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第二六五二号 平成二十七年七月二十一日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 鹿児島市 山本きよ子 外九百八名

紹介議員 仁比 聡平君
この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第二六五三号 平成二十七年七月二十一日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 兵庫県西宮市 海老原由美子 外九百八名

紹介議員 山下 芳生君
この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第二六五九号 平成二十七年七月二十二日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 京都府久世郡久御山町 片岡厚子 外千七百四十九名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第二六八〇号 平成二十七年七月二十二日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 東京都町田市 鈴木弘子 外千七百四十八名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第四九号と同じである。

第二六八一号 平成二十七年七月二十二日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 静岡市 井出久子 外三千三十八名

紹介議員 井上 哲士君
安倍政権は、集団的自衛権行使容認を柱とした閣議決定（二〇一四年七月）を具体化するための戦争法案を今国会で成立させようとしている。その内容は、（一）アメリカが世界のどこでも戦争を始めたなら、自衛隊が戦闘地域にまで行って軍事支援をする（二）日本が武力で攻撃されなくても、時の政権の判断で集団的自衛権を発動し、米国の先制攻撃の戦争にも参戦するとうもののである。米国のあらゆる戦争に自衛隊を参戦させ日本を海外で戦争する国にするための立法にほかならず、日本国憲法に違反するものである。憲法前文と第九条の平和理想をいかし、平和外交を働きかけることが国民の責任である。「平和でこそ商売繁盛」との理念から、この憲法第九条を壊す違憲立法に強く反対する。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、日本国憲法第九条を守り、いかすこと。

第二六八二号 平成二十七年七月二十二日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 和歌山市 中川みゆき 外三千三十八名

紹介議員 市田 忠義君
この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。

第二六八三号 平成二十七年七月二十二日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 北海道釧路市 鈴木真美 外三千三十八名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。

第二六八四号 平成二十七年七月二十二日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 東京都杉並区 梶原房子 外三千

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。

第二六八四号 平成二十七年七月二十二日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願
請願者 東京都杉並区 梶原房子 外三千

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。

三十八名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。

第二六八五号 平成二十七年七月二十二日受理

日本国憲法第九条を守りいかにすことに関する請願

請願者 京都市 谷靖代 外三千四十八名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。

第二六八六号 平成二十七年七月二十二日受理

日本国憲法第九条を守りいかにすことに関する請願

請願者 相模原市 渡辺正子 外三千三十

八名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。

第二六八七号 平成二十七年七月二十二日受理

日本国憲法第九条を守りいかにすことに関する請願

請願者 東京都足立区 佐藤千代子 外三

千三十八名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。

第二六八八号 平成二十七年七月二十二日受理

日本国憲法第九条を守りいかにすことに関する請願

請願者 兵庫県姫路市 松山美香 外三千

三十八名

紹介議員 大門美紀史君

この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。

第二六八九号 平成二十七年七月二十二日受理

日本国憲法第九条を守りいかにすことに関する請願

請願者 大阪市、岐阜恵美子 外三千三十

七名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。

第二六九〇号 平成二十七年七月二十二日受理

日本国憲法第九条を守りいかにすことに関する請願

請願者 愛媛県四国中央市 橋本静子 外

三千三十八名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。

第二六九一号 平成二十七年七月二十二日受理

日本国憲法第九条を守りいかにすことに関する請願

請願者 大阪市 岡敏子 外三千三十八名

紹介議員 山下 芳生君

この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。

八月七日日本審査会に左の案件が付託された。

一、日本国憲法第九条を守り、いかにすことに関

する請願(第二七〇二号)

一、日本国憲法第九条を守りいかにすことに関す

る請願(第二七〇三号)

一、日本国憲法を尊重・遵守することに関する

請願(第二七〇四号)

一、憲法第九条を守り、いかにすことに関する請

願(第二七二二号)

一、日本国憲法第九条を守りいかにすことに関する

請願(第二七二三号)

一、日本国憲法第九条を守り、いかにすよう求め

ることに請願(第二七三三三号)

一、憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いか

すことに関する請願(第二七三四四号)(第二七

三五五号)

一、憲法第九条を守り、いかにすことに関する請

願(第二七四四四号)(第二七四五五号)(第二七四

六号)

一、日本国憲法第九条を守りいかにすことに関する

請願(第二七四七号)(第二七四八号)(第二七

四九号)

一、日本国憲法第九条を守りいかにすことに関する

請願(第二七七三三三号)

第二七〇二号 平成二十七年七月二十四日受理

日本国憲法第九条を守り、いかにすことに関する請

願

請願者 大阪市 新令子 外二十六名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第二七〇三号 平成二十七年七月二十四日受理

日本国憲法第九条を守りいかにすことに関する請願

請願者 大阪市 巽忠行 外十二名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。

第二七〇四号 平成二十七年七月二十四日受理

日本国憲法を尊重・遵守することに関する請願

請願者 埼玉県蕨市 勝島宏 外九名

紹介議員 紙 智子君

安倍政権は、昨年七月、憲法の解釈を変えて集

団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行った。

そして、今通常国会で関連法案を成立させようと

している。集団的自衛権は、自国が攻撃されてい

ないにもかかわらず他国の戦争に参加するもので

ある。憲法に基づいて仕事をすべき政府が国会に

も諮らずに憲法の解釈を閣議決定だけで変えるや

り方は、民主主義の根底を破壊するものである。

昨年十二月の特定秘密保護法の施行と併せ、日本

が再び戦争する国になるのではとの不安が広がっ

ている。戦争する国への動きに反対し、憲法を暮

らしや外交にいかす平和な国を求めよう。

ついては、次の事項について実現を図られた

い。

一、日本国憲法を尊重・遵守すること。

第二七三三三号 平成二十七年七月二十八日受理

子 外四百九十九名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第二七三三三号 平成二十七年七月二十八日受理

日本国憲法第九条を守りいかにすことに関する請願

請願者 長野県中野市 小林準 外九百九

十九名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第二七三三三号 平成二十七年七月二十八日受理

日本国憲法第九条を守り、いかにすよう求めること

に関する請願

請願者 大阪市 田中たみ子 外五名

紹介議員 辰巳孝太郎君

安倍内閣は、これまでの憲法解釈を変えて集団

的自衛権の行使を認める閣議決定を昨年強行し

た。さらに、この決定を具体化する戦争立法を今

国会に提出し、自衛隊を戦地に派兵し武力の行使

を行えるようにしようとしている。憲法第九条の

下で絶対にできないとされていた戦地地域での軍

事支援、武器使用の緩和、憲法も日米安保も越え

世界でどこでも自衛隊派遣、さらには日本が武力

攻撃を受けていないにもかかわらず海外での戦争

に参戦することなどを可能とするのが戦争立法の

危険な内容である。国民の中には戦争への不安が

広がっている。戦後七十年、アメリカの利益のた

めに日本の若者の命が犠牲になるようなことが

あつてはならない。

ついては、憲法第九条の下で日本が平和を守る

担い手となるため、次の事項について実現を図ら

れたい。

一、日本国憲法第九条を守り、いかにすこと。

第二七三三三号 平成二十七年七月二十八日受理

憲法の改悪に反対し、第九条を守り、いかにすこ

に関する請願

請願者 大阪市 森田郁子 外九十八名

第二八三三号 平成二十七年七月三十一日受理
憲法改悪に反対し、九条を守り、憲法を平和と暮らしにいかすことに関する請願
請願者 大阪府八尾市 伊藤友美 外三百九十三名

紹介議員 倉林 明子君
この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。

第二八一四号 平成二十七年七月三十一日受理
憲法改悪に反対し、九条を守り、憲法を平和と暮らしにいかすことに関する請願
請願者 大阪府八尾市 川端博子 外三百九十三名

紹介議員 田村 智子君
この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。

第二八三〇号 平成二十七年八月三日受理
日本国憲法九条を守りいかにすることに関する請願
請願者 福島県郡山市 渡辺美津子 外九百九十九名

紹介議員 増子 輝彦君
この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第二八三二号 平成二十七年八月三日受理
日本国憲法九条を守りいかにすることに関する請願
請願者 名古屋市中 石井英昭 外九百九十九名

紹介議員 大塚 耕平君
この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第二八四六号 平成二十七年八月四日受理
憲法第九条を守り、いかにすることに関する請願
請願者 札幌市 増子亜由美 外九百九十九名

紹介議員 相原久美子君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

日本国憲法九条を守りいかにすることに関する請願
請願者 福島県南相馬市 佐藤恵子 外九百九十九名

紹介議員 増子 輝彦君
この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第二八四八号 平成二十七年八月四日受理
日本国憲法九条を守りいかにすることに関する請願
請願者 札幌市 佐藤まき子 外九百九十九名

紹介議員 相原久美子君
この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第二八九六号 平成二十七年八月五日受理
日本国憲法九条を守り、いかにすることに関する請願
請願者 大阪市 新船公江 外百三十名

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第二八九七号 平成二十七年八月五日受理
憲法第九条を守り、いかにすることに関する請願
請願者 東京都練馬区 三澤竹子 外九百九十九名

紹介議員 増子 輝彦君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第二八九八号 平成二十七年八月五日受理
日本国憲法九条を守りいかにすることに関する請願
請願者 広島県府中市 石岡真由海 外二千四百九十六名

紹介議員 森本 真治君
この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

紹介議員 辰巳孝太郎君
この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。

第二九〇〇号 平成二十七年八月五日受理
子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかにすることに関する請願
請願者 北九州市 小川聖司 外七十九名

紹介議員 吉田 忠智君
安倍政権は、アメリカが主導する海外のあらゆる戦争にいつでもどこでも自衛隊を参戦させ、軍事支援を可能とすることが主目的である戦争法案(国際平和支援法、平和安全法制整備法)を国会に提出した。会期的大幅延長によってこれを成立させ、第九条を始めとする日本国憲法の改悪まで進めようとしている。同法案は、歴代の自民党政権でさえ憲法上できないとしてきた集団的自衛権の行使を立法化し、他国・軍等への武力行使を法律で正当化するもので、憲法第九条を掲げる日本国民として絶対に認めることはできない。子供たちに平和な未来を手渡すために、日本の平和を脅かす憲法違反の戦争法案に反対する。

ついで、次の事項について実現を図られた
一、日本国憲法第九条を守り、いかにすること。

第二九〇一号 平成二十七年八月五日受理
子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかにすることに関する請願
請願者 東京都世田谷区 早乙女紀子 外五百五十五名

紹介議員 大門実紀史君
この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。

第二九一一号 平成二十七年八月六日受理
憲法第九条を守り、いかにすることに関する請願
請願者 東京都杉並区 福田泰津子 外九百九十九名

紹介議員 石橋 通宏君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第二九一二号 平成二十七年八月六日受理
憲法第九条を守り、いかにすることに関する請願
請願者 札幌市 田村晃庸 外十四名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。

第二九一三三号 平成二十七年八月六日受理
日本国憲法九条を守りいかにすることに関する請願
請願者 島根県邑智郡邑南町 野田幹子 外九百九十九名

紹介議員 石橋 通宏君
この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第二九一四号 平成二十七年八月六日受理
日本国憲法九条を守りいかにすることに関する請願
請願者 北海道恵庭市 大槻りか 外十一名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第二九一五号 平成二十七年八月六日受理
子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかにすることに関する請願
請願者 札幌市 直枝和香子 外三百四十名

紹介議員 紙 智子君
この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。

八月二十一日日本審査会に左の案件が付託された。
一、日本国憲法第九条を守り、いかにすることに関する請願(第二九六七号)
一、憲法第九条を守り、いかにすることに関する請願(第二九六八号)
一、日本国憲法九条を守りいかにすることに関する請願(第三〇〇〇号)

一、子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかにすることに関する請願(第三〇〇一号)(第三〇〇二号)(第三〇〇三号)

三三〇(第三〇〇四号)(第三〇〇五号)(第三〇〇六号)(第三〇〇七号)(第三〇〇八号)(第三〇〇九号)(第三〇一〇号)(第三〇一一号)(第三〇一二号)(第三〇一三号) 一、憲法第九条を守り、いかすことに関する請願(第三〇四八号) 一、日本国憲法九条を守りいかすことに関する請願(第三〇四九号)(第三〇五〇号) 一、子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三〇五一号) 一、日本国憲法九条を守り、平和な社会を築くものとしていかすことに関する請願(第三〇五二号) 一、日本国憲法九条を守りいかすことに関する請願(第三〇六八号) 一、子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願(第三〇六九号)	紹介議員 藤本 祐司君 この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。 第三〇一〇号 平成二十七年八月十日受理 子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 長野県中野市 今井真弓 外三千二百三十一名 紹介議員 井上 哲士君 この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。 第三〇一二号 平成二十七年八月十日受理 子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 滋賀県大津市 加藤和香子 外三千二百三十一名 紹介議員 市田 忠義君 この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。 第三〇一三号 平成二十七年八月十日受理 子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 福島県郡山市 照井裕美 外三千二百三十一名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。 第三〇一四号 平成二十七年八月十日受理 子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 東京都中野区 工藤貴子 外三千二百三十一名 紹介議員 吉良よし子君 この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。 第三〇一五号 平成二十七年八月十日受理 子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 京都府宇治市 寺田朱里 外三千二百三十一名	紹介議員 倉林 明子君 この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。 第三〇一六号 平成二十七年八月十日受理 子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 東京都世田谷区 島田淑子 外三千二百三十一名 紹介議員 小池 晃君 この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。 第三〇一七号 平成二十七年八月十日受理 子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 東京都足立区 山本京子 外三千二百三十一名 紹介議員 田村 智子君 この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。 第三〇一八号 平成二十七年八月十日受理 子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 兵庫県川西市 奥藤時男 外三千二百三十一名 紹介議員 大門実紀史君 この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。 第三〇一九号 平成二十七年八月十日受理 子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 堺市 嶋田眞澄 外三千二百三十一名 紹介議員 辰巳孝太郎君 この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。 第三〇二〇号 平成二十七年八月十日受理 子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願	請願者 鳥取県米子市 大庭雅 外三千二百三十一名 紹介議員 仁比 聡平君 この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。 第三〇二一号 平成二十七年八月十日受理 子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 奈良県大和郡山部市 池上智子 外三千二百三十一名 紹介議員 山下 芳生君 この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。 第三〇二二号 平成二十七年八月十日受理 子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 埼玉県深谷市 関根達也 外四百九十九名 紹介議員 山本 太郎君 この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。 第三〇二三号 平成二十七年八月十日受理 子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 神戸市 小林志保 外百三十八名 紹介議員 糸数 慶子君 この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。 第三〇二四号 平成二十七年八月十一日受理 憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 三重県津市 白杵千秋 外九百九十九名 紹介議員 芝 博一君 この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。 第三〇二四九号 平成二十七年八月十一日受理 日本国憲法九条を守りいかすことに関する請願 請願者 茨城県猿島郡境町 八田栄子 外二千八十六名	第二九六八号 平成二十七年八月七日受理 日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 宮城県岩沼市 大村ちよ子 外八十六名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第三八号と同じである。 第二九六八号 平成二十七年八月七日受理 憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 東京都世田谷区 小林耕治 外五百九十五名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。 第三〇〇〇号 平成二十七年八月十日受理 日本国憲法九条を守りいかすことに関する請願 請願者 浜松市 堀内慶一 外二千九百九十九名	第二九六八号 平成二十七年八月七日受理 日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 宮城県岩沼市 大村ちよ子 外八十六名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第三八号と同じである。 第二九六八号 平成二十七年八月七日受理 憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 東京都世田谷区 小林耕治 外五百九十五名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。 第三〇〇〇号 平成二十七年八月十日受理 日本国憲法九条を守りいかすことに関する請願 請願者 浜松市 堀内慶一 外二千九百九十九名	第二九六八号 平成二十七年八月七日受理 日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 宮城県岩沼市 大村ちよ子 外八十六名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第三八号と同じである。 第二九六八号 平成二十七年八月七日受理 憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 東京都世田谷区 小林耕治 外五百九十五名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。 第三〇〇〇号 平成二十七年八月十日受理 日本国憲法九条を守りいかすことに関する請願 請願者 浜松市 堀内慶一 外二千九百九十九名	第二九六八号 平成二十七年八月七日受理 日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 宮城県岩沼市 大村ちよ子 外八十六名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第三八号と同じである。 第二九六八号 平成二十七年八月七日受理 憲法九条を守り、いかすことに関する請願 請願者 東京都世田谷区 小林耕治 外五百九十五名 紹介議員 紙 智子君 この請願の趣旨は、第五〇〇号と同じである。 第三〇〇〇号 平成二十七年八月十日受理 日本国憲法九条を守りいかすことに関する請願 請願者 浜松市 堀内慶一 外二千九百九十九名
---	--	---	---	---	---	---	---

紹介議員 郡司 彰君

この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第三〇五〇号 平成二十七年八月十一日受理

日本国憲法九条を守りいかにすることに関する請願

請願者 三重県伊賀市 泉川重利 外九百九十九名

紹介議員 芝 博一君

この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第三〇五一号 平成二十七年八月十一日受理

子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 高知県香南市 西村将平 外二百四十九名

紹介議員 倉林 明子君

この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。

第三〇五二号 平成二十七年八月十一日受理

日本国憲法九条を守り、平和な社会を築くものとしていかにすることに関する請願

請願者 三重県津市 上野達彦 外九千三百五十五名

紹介議員 芝 博一君

安倍内閣は、二〇一四年七月、国会での審議を経ることなく憲法の解釈変更による集団的自衛権の行使を容認する閣議決定を行った。憲法に制定された平和と安全保障の根幹に関わる問題は政権によって変更できるものではなく、立憲主義に反する上に、日本が武力をもって戦争ができる国へと転換していくものである。集団的自衛権の行使は、日本への攻撃がなくとも海外に出掛けて武力を行使することである。それは、これまで政府が憲法上できないとしてきた歯止めを外し、日本が世界のどこでも戦争できる国になることにはかならない。戦争の実相は人の命を奪うことであり、決して許されるものではない。日本は、憲法九条を戦争放棄、戦力及び交戦権の否認をもつて平和な社会への提言としてきた。日本国憲法の

平和主義は、政府の行為によって日本が再び戦争の惨禍を起こさないようにする決意を表したものである。安倍内閣が進めている集団的自衛権の行使は武力と戦争によって平和な社会が脅かされるものであり、閣議決定の撤回を求めるとともに関連する法整備に反対する。あわせて、平和の礎となる憲法九条を守り、政策にいかすことを求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、日本国憲法九条を守り、平和な社会を築くものとしていかにすること。

第三〇六八号 平成二十七年八月十二日受理

日本国憲法九条を守りいかにすることに関する請願

請願者 三重県四日市市 荒木紀美子 外九百九十九名

紹介議員 芝 博一君

この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第三〇六九号 平成二十七年八月十二日受理

子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 福岡市 真野雄一郎 外四百九十九名

紹介議員 仁比 聡平君

この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。

八月二十八日日本審査会に左の案件が付託された。

一、日本国憲法九条を守り、いかにすることに関する請願(第三〇八九号)

一、日本国憲法九条を守りいかにすることに関する請願(第三〇九〇号)

一、子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかにすることに関する請願(第三〇九二号)

一、憲法九条を改憲しないことに関する請願(第三〇九二号)

一、憲法改憲反対、九条を守りいかにすることに関する請願(第三〇九三三号)

一、憲法九条を守り、いかにすることに関する請願(第三〇九八号)

一、日本国憲法九条を守りいかにすることに関する請願(第三〇九九号)(第三二〇四号)

第三〇八九号 平成二十七年八月十七日受理

日本国憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 東京都国立市 片岡克美 外二百三十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第三〇九〇号 平成二十七年八月十七日受理

日本国憲法九条を守りいかにすることに関する請願

請願者 東京都西東京市 櫻井奈保子 外二百三十八名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二四四四号と同じである。

第三〇九二号 平成二十七年八月十七日受理

子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかにすることに関する請願

請願者 埼玉県深谷市 松丸誠一 外二百四十九名

紹介議員 吉良よし子君

この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。

第三〇九二二号 平成二十七年八月十七日受理

憲法九条を改憲しないことに関する請願

請願者 沖縄県国頭郡大宜味村 平良啓子 外千四名

紹介議員 糸数 慶子君

する戦争法案である。自衛隊が戦闘地域まで行って軍事支援をする、武器の使用もできるようにする、集団的自衛権を発動しアメリカの先制攻撃にも参戦するなど憲法九条をないがしろにする大問題があり、憲法学者のほとんどが違憲と批判している。また、沖縄では県民の民意を無視して辺野古新基地建設を強行に進めているが、戦争に負担する新基地建設を認めることはできない。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、「憲法九条を改憲しないこと。

第三〇九三三号 平成二十七年八月十七日受理

憲法改憲反対、九条を守りいかにすることに関する請願

請願者 東京都葛飾区 菊池知子 外七十九名

紹介議員 吉良よし子君

世論の多くは憲法九条改憲に反対している。どの世論調査でも憲法九条改憲反対は多数であり、最近では集団的自衛権行使容認反対は過半数を占めている。にもかかわらず安倍政権は、しやにむに集団的自衛権行使ができるように突き進み、閣議決定や立法で憲法九条を空文化し、日本をアメリカと共に世界のどこでも武力行使ができる戦争する国にしようとしている。日本国憲法は、過去の悲惨な戦争と専制政治を反省し、人々の平和と民主主義の渴望の中から生まれた。特に憲法九条は、「武力による威嚇又は武力の行使の放棄」「戦力不保持」「交戦権否認」を定め、国内でも世界でも人々の支持を集めている。憲法九条を形骸化する集団的自衛権の行使を絶対に許すことはできない。また、明文改憲に反対し、憲法を守り、いかにことを強く求める。

ついては、次の事項について実現を図られたい。

一、憲法改憲に反対し、九条を守り、いかにすること。

111

第三二七八号 平成二十七年八月二十五日受理

らしにいかすことに関する請願

請願者 大阪府藤井寺市 木下 誇 外四十

七名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二八二二号と同じである。

第三二七九号 平成二十七年八月二十五日受理

子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 長野県岡谷市 田島 美月 外二百七十四名

紹介議員 辰巳孝太郎君

この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。

第三一八〇号 平成二十七年八月二十五日受理

憲法を改悪せず、九条を守りいかすことに関する請願

請願者 沖縄県那覇市 長濱 宗直 外五百五十名

紹介議員 糸数 慶子君

日本国憲法は、おびただしい犠牲をもたらした戦争への深い反省から平和と民主主義の願いを込めて作られた。取り分け、戦争をしないことと戦力を持たないことを定めた第九条は、戦争のない社会を目指す世界の流れの先駆けとして人類的価値を持つており、世界に誇る日本の宝である。しかし、今、国防軍の創設など第九条を変えようとするなど、憲法改悪の動きが一気に強まってきた。また、日本への武力攻撃がなくてもアメリカと共に海外で戦争する集団的自衛権の行使も狙われている。戦争のない平和な社会を子供たちに残し、日本が憲法の平和原則をいかにし平和外交を積極的に展開し、世界平和に貢献するよう求め

ついで、次の事項について実現を図られた

一、憲法を改悪せず、憲法第九条を守りいかすこと。

第三一八七号 平成二十七年八月二十六日受理

戦争をしない、軍隊を持たないとした日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 大阪府 森本 諒 外四十二名

紹介議員 辰巳孝太郎君

日本が戦争に参加することになれば、命と人生は奪われ、誰も殺したくないという当たり前の思いは踏みにじられ、人間として生きる道が失われる。二〇一四年七月、集団的自衛権の行使を容認する閣議決定が行われた。この閣議決定を具体化する法案は、世界のどこであつてもアメリカが戦争を始めたら自衛隊が戦闘地域にまで行つて軍事支援をするものになつていく。そして、たとえ日本が攻撃されていなくても、政府の判断でアメリカによる先制攻撃の戦争にまで参戦しようとしていく。就職先がない、進学するお金がないなどの様々な理由で自衛隊に入隊した人がたくさんいる。友人や同級生、兄弟姉妹、これから生まれてくる子供たちなど大切な人が戦争に参加し、何の罪もない人々を殺し、殺される国になることに反対する。

ついで、次の事項について実現を図られた

一、「戦争はしない」「軍隊は持たない」と決めた日本国憲法第九条を守り、いかすこと。

第三一八八号 平成二十七年八月二十六日受理

日本国憲法第九条を守り、憲法をいかすことに関する請願

請願者 大阪府羽曳野市 岡村 紀子 外十

紹介議員 辰巳孝太郎君

安倍内閣は、二〇一四年七月、国民多数の声を無視して集団的自衛権の行使を認めることを中心とした閣議決定を強行した。閣議決定は立憲主義を否定するものである。これまでの憲法第九条の下では海外での武力行使は許されないとした政府解釈を百八十度変え、日本への攻撃がなくても日本が米国のために武力を行使し、海外で戦争する

国になる道を開くものである。改憲クーデターとも言えるこの大転換は、自・公与党の密室協議で、「実施は限定的」「武力行使に歯止めをかける」などのポーズを取り、詭弁と言ひ逃れて憲法をないがしろにするものである。国民の中には戦争への不安が広がっている。

ついで、次の事項について実現を図られた

一、日本国憲法第九条を守り、いかすこと。

第三一八九号 平成二十七年八月二十六日受理

憲法九条を変えることに反対することに関する請願

請願者 大阪府河内長野市 三田 和 外百二十一

紹介議員 辰巳孝太郎君

日本国憲法は、平和主義、基本的人権の尊重、国民主権をうたった国の基本法である。この憲法は、日本が犯した侵略戦争への深い反省に基づいている。取り分け第九条は、戦争の放棄、戦力の不保持、交戦権の否定を明記しており、世界に戦争をしないという約束とした憲法として最も重要な条文である。しかし、今、憲法第九条を変え、自衛隊を政府の意のままに海外に送り出せるようにし、自由や人権を制限し、日本を再び戦争する国にしようとする動きが強まっている。このような憲法改悪の動きを受け入れることはできない。

ついで、次の事項について実現を図られた

一、憲法第九条を変えることに反対すること。

第三一九〇号 平成二十七年八月二十六日受理

平和と航空の安全を守るため、日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 沖縄県那覇市 浅野 慶二 外四百八十二

紹介議員 辰巳孝太郎君

安倍政権は、集団的自衛権行使容認を柱とした閣議決定(二〇一四年七月)を具体化するための法

案を国会に提出した。これは、日本をアメリカの起す戦争にいつまでもどこでも参加できるようにする戦争法案である。自衛隊が戦闘地域にまで行つて軍事支援をする、イラクやアフガニスタンでの治安維持活動などに参加し武器が使用できるようにする、専守防衛の枠を踏み越えて集団的自衛権を行使するなど憲法第九条を踏み越えるという大問題がある。日本がアメリカの戦争等に参戦する事態になれば、自衛隊にとどまらず国民も民間航空も戦争への協力を強いられる。そして、民間航空が輸送部隊に活用されるなら、テロや攻撃の対象となり、航空の安全は根底から脅かされることになりかねない。民間航空は平和な世界、民間航空の安全を願う立場から、憲法破壊の法案に反対する。

ついで、次の事項について実現を図られた

一、日本国憲法第九条を守りいかすこと。

第三一九一号 平成二十七年八月二十六日受理

平和憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 仙台市 遠藤 文雄 外六十八

紹介議員 櫻井 充君

安倍内閣は、多くの国民の反対を押し切つて、安保関連法案を一括して成立させようとしている。平和と安全法制整備法案では、日本が直接攻撃を受けなくても日本の存立が脅かされる存立事態と政府が判断すれば、集団的自衛権を発動し海外で武力行使ができるようになる。これまで、日本周辺での戦闘や周辺有事の場合に限られていた地域的制限が撤廃されることになる。国際平和と支援法案では、治安維持を目的に自衛隊を他国の軍隊を支援するために戦場に派遣することができるようになる。憲法第九条を破壊する安保関連法案の成立は認められない。また、明文改憲に反対し、平和憲法を守り、いかすことを強く求める。

ついで、次の事項について実現を図られた

一、日本国憲法第九条を守り、いかすこと。

第二十八部 憲法審査会会議録第四号 平成二十七年九月七日【参議院】

第三二〇六号 平成二十七年八月二十七日受理
日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 茨城県水戸市 山崎芳美 外千六百二十八名

紹介議員 紙 智子君

この請願の趣旨は、第三八号と同じである。

第三二〇七号 平成二十七年八月二十七日受理
日本国憲法第九条を守りいかすことに関する請願

請願者 川崎市 森田洋一 外百六十八名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。

第三二〇八号 平成二十七年八月二十七日受理
日本国憲法第九条を守りいかすことに関する請願

請願者 新潟県南魚沼市 柿崎隆 外三百七十名

紹介議員 田中 直紀君

この請願の趣旨は、第二六八一号と同じである。

第三二〇九号 平成二十七年八月二十七日受理
子供たちに平和な未来を手渡すために、日本国憲法第九条を守り、いかすことに関する請願

請願者 岡山市 増田国男 外百四十二名

紹介議員 田城 郁君

この請願の趣旨は、第二九〇〇号と同じである。

第三二一〇号 平成二十七年八月二十七日受理
日本国憲法第九条を守り、憲法をいかすことに関する請願

請願者 東京都日野市 河原明子 外三百二十名

紹介議員 田村 智子君

この請願の趣旨は、第三一八八号と同じである。

第三二一二号 平成二十七年八月二十七日受理
平和憲法を守り、いかすことに関する請願

請願者 長野県上伊那郡辰野町 鈴木信光

紹介議員 北澤 俊美君
この請願の趣旨は、第三一九一号と同じである。